

① 避難情報の名称等の修正について

国は、令和元年台風第 19 号による豪雨災害を教訓とし、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、令和 3 年 5 月に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正及び「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を改定し、避難情報の改正を行いました。

これを踏まえ、市防災計画の避難情報の名称等を修正するものです。

修正内容

- ① 「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化し、これまでの「避難勧告」のタイミングで「警戒レベル 4 避難指示」を発令します。
- ② 災害が発生又は切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等に直ちに身の安全を確保するよう促す場合に、「警戒レベル 5 緊急安全確保」を発令します。
- ③ 立退き避難に時間を要する高齢者等に早期の避難を促すため、「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令します。

② 浸水被害想定の対象河川の修正について

水防法第 14 条に基づき、埼玉県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が見直され、新たに公表されたことに伴い、本市で浸水想定区域の対象となる県管理河川が変更となったため修正するものです。

本市の浸水被害想定の対象となる県管理河川

修正前（7 河川）	修正後（3 河川）
中川	元荒川
綾瀬川	芝川
元荒川	新芝川
芝川	
新芝川	
大落古利根川	
新方川	

③ 名称等の変更に伴う修正について

- ・ 県、関係自治体等の組織改正に伴う名称及び連絡先等の修正
- ・ 水防計画等の改正に伴う避難情報発令基準となる各河川水位等の修正
- ・ その他字句の修正 など

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、[防災関係機関](#)[関係防災機関](#)、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例
資料 1.3 八潮市防災基本条例
資料 2.13 防災会議の組織

第2 計画の構成と内容

2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画、東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画及び複合災害対策計画を定める。

2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

4 複合災害対策編

熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

市	事務又は業務の大綱
八潮市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関する事 2. 防災施設の整備、改良及び復旧に関する事 3. 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関する事 4. 防災に関する施設や設備の整備と点検に関する事 5. 避難情報の報告又は指示に関する事 6. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 7. 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 8. 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策に関する事 9. 災害復旧復興に関する事 10. その他災害の予防又は被害の軽減を図るための措置に関する事 11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災組織の指導育成に関する事

第2 消防

市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。

消防機関	事務又は業務の大綱
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事 2. 火災発生時の消火活動に関する事 3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事 4. 傷病者の搬送に関する事 5. 避難の報告、指示又は誘導に関する事 6. 消防の応援・受援に関する事 7. 消防知識の啓発・普及に関する事 8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事

第3 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 清掃、防疫、その他保健衛生措置 (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持 (8) 緊急輸送の確保 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動拠点の開設・運営 2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保 5. 緊急通行車両の確認 6. 広域支援拠点の開設・運用
越谷県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策組織の整備に関すること 2. 災害情報の収集及び報告に関すること 3. 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4. 災害現地調査に関すること 5. 災害対策現地報告に関すること 6. 災害応急対策に必要な応援措置 7. 被災者の救助、救援に関すること
草加保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること 2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること 3. 各種消毒に関すること 4. 細菌及び飲料水の水質検査に関すること 5. ねずみ族、昆虫駆除に関すること 6. 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること 7. 災害救助食品の衛生に関すること 8. 病院、診療所及び助産所に関すること 9. 被災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること 10. ペット動物の飼育に関すること

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 降水量及び水位等の観測通報に関する事 2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関する事 3. 水こう門及び排水機場等に関する事 4. 水防管理団体との連絡指導に関する事 5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事 6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事
草加警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び広報に関する事 2. 警告及び避難誘導に関する事 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4. 交通の秩序の維持に関する事 5. 犯罪の予防及び検挙に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 遺体の検視(見分)に関する事 8. 漂流物等の処理に関する事 9. その他治安維持に必要な措置に関する事

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害査定立会に関する事 2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事 3. 地方公共団体に対する融資に関する事 4. 国有財産の管理処分に関する事
埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事 2. 職業の安定に関する事
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 3. 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事 4. 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事 5. 市町村が行う避難情報発令避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと 7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
関東農政局 (消費・安全部 地域第一課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事 2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 (6) 応急用食料・物資の支援に関する事

第1 避難活動体制の整備

災害によって被災した者、又は被災するおそれのある者が、迅速かつ安全に避難を実施するため避難計画を策定するとともに、自主防災組織等と連携した避難体制の確立に努める。

1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】

1 避難計画の策定

統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。

- ① 避難~~情報勧告、避難指示（緊急）~~の~~発令判断~~基準及び伝達方法
- ② 指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ④ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑤ 指定避難所の管理・運営に関する事項

1.2 指定避難所等の指定【統括班、物資班、避難所班、要配慮者支援班、施設管理者】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

統括班は、避難所班と連携し、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則の基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を災害種別に応じて指定する。

指定避難所等の指定を受けた公共施設の管理責任者は、施設の安全性を確保する。また、統括班は、被災者のプライバシーの保護や生活環境に配慮するために必要となる資機材や設備を整備するとともに、要配慮者支援班と連携して要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備や要配慮者が滞在するために必要な居室を確保する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

第1 他市区町村等への要請

市長は、災害に対し必要な応急措置を実施するため、必要に応じて協定締結市区町村に応援協力を求め、適切な応急活動を実施する。

1.1 相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)

資料 1.7 足立区と八潮市の災害時における相互援助に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援に関する協定書

1.2 要請手続【統括班】

市長は、災害が発生し、以下に示すような事態が生じた場合において、支援が必要と認めるときは、統括班を窓口として、相互応援協定を締結した市区町村に協定書の定めるところにより応援を要請し、応急対策又は復旧対策を実施する。

□応援要請基準

- ①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断される
とき
- ②市のみで実施するよりも他市区町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行
えると判断されるとき
- ③夜間や暴風時で被害状況の把握が十分にできない状況下にあつて、職員との連絡が困難で
ある、又は被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき

□協定防災関係各課連絡先

協定防災関係各課	電話	F A X
足立区 総合防災対策室 危機管理室 災 害対策課	03- 3880-2380 -5836	03-3880-5607
葛飾区 地域振興部 危機管理課	03-5654-8223	03-5698-1503
草加市 市長室 危機管理課	048-922-0614	048-922-6591
越谷市 危機管理室 市民協働部 危機管 理課	048-963-9285	048-965-7809
三郷市 環境安全部 危機管理防災課	048- 930-952-7832 1294	048-952-6780
吉川市 市民生活部 危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681
群馬県みどり市 危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452
山梨県笛吹市 総務部防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115

第2 埼玉県への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部 **災害対策消防防災課**)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

□要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

□応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部 災害対策消防防災課	048-830-8181 8151
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121 (代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請

市の消防力では対応できない災害に直面し、緊急消防援助隊の災害派遣要請が必要と判断した場合、市長は、県知事に災害派遣要請を依頼する。また、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請する。

3.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部消防消防防災課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

資料 第2号様式 緊急消防援助隊応援連絡要請

要請時依頼事項

<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び派遣を要請する理由 ○派遣を必要とする期間(予定) ○派遣要請を行う消防隊の種別と人員 ○市への侵入経路及び集結場所(待機場所) ○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み
--

要請連絡先

埼玉県危機管理防災部消防消防防災課	048-830-8171(平日) 048-830-8111 (休日・夜間)
総務省消防庁	03-5253-7527 (夜間) 03-5253-7777

○非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・かたかな又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

○非常通信の依頼先

- ・最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

○非常通信の取扱料

- ・原則として無料

○非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電話 03-6238-1771 (直通)

FAX 03-6238-1769

(10) 全ての通信が途絶した場合

全ての通信が途絶した場合の通信は、職員を派遣して行う。

1.2 情報収集体制【統括班、情報班、広報班、避難所班、道路班、要配慮者支援班】

1 情報収集体制

市は、八潮市消防組合、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

- ① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。
- ② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(町会・自治会長、自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。
- ③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。
- ④ 統括班、広報班は、草加八潮消防組合と連携し、避難情報避難勧告等の必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。

2 報告先

(1) 被害速報及び確定報告の報告先

報告先		手段	番号	
勤務時間内	県災害対策 消防防災課	一般加入電話	電話	048-830- 8181 8151(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951 (消防課) 6-8181
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8181 57-6-8181
		衛星系防災行政無線	電話	200-951 (消防課) 58-200-6-8181
勤務時間外	危機管理防 災センター システム管 理室	一般加入電話	電話	048-830-8111(直通)
		地上系防災行政無線(防災専用)	電話	200-951 6-8111
		地上系防災行政無線(庁内電話)	電話	200-6-8111 57-6-8111
		衛星系防災行政無線	電話	200-951 58-200-6-8111

(2) 消防庁への報告先

報告先		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
一般加入電話	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。

3 報告の留意事項

(1) 報告の留意事項

市が、県等の防災関係機関に被害状況等を報告する際の留意点を以下に示す。

□報告の留意事項

- 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する
- 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る
- 発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する
- 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する
- 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する

第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

□広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・火災状況(発生箇所、延焼状況等) ・避難情報等(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)、避難時の心得、指定避難所等の位置、経路等) ・医療救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・河川、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況) ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	安心に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・地震及び余震情報 ・被害情報(死傷者、建物被害等) ・個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項
【統括班】 【広報班】	生活に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項) ・給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者) ・医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者) ・交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・防疫状況と注意事項 ・指定避難所の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	その他の広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等) ・義援金の募集(送付先、送付方法等) ・その他必要な事項
【草加八潮消防組合】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)、指定避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項
【防災関係機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制に関すること ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関すること ・所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ・その他各関係機関の活動に必要な事項

3 消火活動

草加八潮消防組合は、「震災時の活動方針の確認」(P. 163)に記載した消防活動の原則に基づき、消火活動を行う。

4 地域住民との協力

草加八潮消防組合は、自主防災組織及び地域住民の協力を得て初期消火を実施する。

1.3 消防団による消防活動【消防団】

1 消防団の役割

消防団は、平常時から地域に密着して防火活動を行っていることから、震災時には、地域住民の中核的存在として、市民に対する以下の活動の実施主体として、重要な役割を担うものとする。

(1) 出火防止及び初期消火

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合、消防団は、居住地付近の住民に対し、出火防止(火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団は、地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは草加八潮消防組合と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防団は、草加八潮消防組合による活動を補佐し、「救急救助活動」(P. 200)に基づいて要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難情報の指示・勧告が発令された~~なされた~~場合、消防団は広報班と協力してこれを住民に伝達する。

また、「避難誘導」(P. 188)に基づき、避難所班、草加八潮消防組合及び自主防災組織と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防団は、情報班による情報収集活動を補佐し、「情報収集体制」(P. 149)に基づき、早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援部隊の受入れ準備

消防団は、統括班と協力して、「応援部隊の受入れ」(P. 141)に基づき、応援部隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を行う。

第2 水防活動

市は、地震の発生に伴う河川施設の損壊等により、浸水等の二次災害の発生が予想される場合、区域内の水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減し公共の安全を図るために水防活動を実施する。

2.1 水防体制の確立【道路班】

道路班は、水防法に基づき、区域内において浸水被害等のおそれがある場合、水防に関する活動体制を編成する。

また、市長は、堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想され、緊急の必要があるときは、消防団の出動を要請するとともに、県を通じ、警察官の出動要請、自衛隊の派遣要請を行う。

2.2 水防活動の内容【道路班】

水防に関する活動は、県水防計画に定めるものの他、以下のとおりである。

1 監視、警戒活動

道路班は、震災による河川施設の損壊等により災害が発生するおそれのある場合は、監視、警戒活動を行う。

2 関係機関への通知

道路班は、監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認められる箇所があるときは、その管理者に通報し、必要な措置を求める。

□通報連絡先

江戸川河川事務所	中川下流出張所(中川)	03-3694-2757
	中川出張所(綾瀬川)	048-962-2634
越谷県土整備事務所		048-964-5221

3 避難の指示・誘導

監視・警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めたときは、「避難情報勧告等」(P. 184)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。

4 水防作業の実施

(1) 排水施設による水防作業

道路班は、震災による破堤等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。

資料 2.49 市内排水機場・排水施設一覧
資料 2.52 重要水防箇所

第8節 避難計画



第1 避難情報勧告等

地震発生時に、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、それらの発生前に市民等に対し、**避難情報は、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に避難勧告等を発令する行う。**

1.1 避難情報勧告等【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

1 避難情報勧告等の発令者

市長は、危険が切迫した場合に、避難情報勧告等を発令し、直ちに県知事に報告する。

□市長が発令する行う避難情報勧告等の要件等

発令者	避難勧告等を行う要件等	根拠法規
市長	<p>①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる</p> <p>②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することができる</p> <p>と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる</p>	①②災害対策基本法第60条

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が発令する行う避難情報勧告等の実施責任者とその要件等

発令者	避難勧告等を行う要件等	根拠法規
埼玉県知事	<p>災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示 <p>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</p>	災害対策基本法第60条
警察官	<p>①市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。又は市長から要請があったとき</p> <p>④市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する</p> <p>⑤市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置の指示をできないと認められるとき、指示を行う</p> <p>②④人の生命若しくは身体に危険を及ぼおよぼし、又は財産に重大な損害を及ぼおよぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う</p>	①④災害対策基本法第61条 ②⑤警察官職務執行法第4条
消防吏員	<p>消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる</p>	消防法第23条の2

自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいるとき、避難のための立退きを指示する	自衛隊法第94条
-----	--	----------

2 避難情報勧告等の発令内容

住民に対し、避難情報勧告等を発令する場合は、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。明手で行う。

□避難情報~~勧告等~~の発令内容

- 発令日時
- 発令者
- 対象地域及び対象者
- 危険の度合い
- ~~発令する避難情報の種別~~避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項
- 担当者、連絡先

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）より

3 避難情報~~勧告等~~の発令基準と伝達の方法

(1) 避難情報~~勧告等~~発令基準の考え方及び伝達方法

避難情報~~勧告等~~は、概ね次表の考え方を参考に発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

これにより、統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、市長が避難情報~~準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)~~を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P. 157)に基づき、迅速に市民に周知する。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 2.38 広報案文

資料 第9号様式 避難情報~~勧告等~~の伝達先・伝達手段チェックリスト

□発令基準の考え方及び伝達の方法

発令基準の考え方	種別	市民に求める行動	伝達方法
<ul style="list-style-type: none"> ○气象台から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき ○県本部長から避難情報発令についての避難勧告等の要請があったとき ○延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき ○建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ○堤防等が破損し、浸水等により被災するおそれがあるとき ○その他住民の生命・身体を保護する必要があるとき 	<p style="writing-mode: vertical-rl;">避難勧告</p>	<p>○計画された指定避難所等への避難行動を開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス
	<p style="writing-mode: vertical-rl;">避難指示 (緊急)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ○未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動を取る 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・サイレン ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市ホームページ ・市メール配信サービス

(2) 報道機関への避難情報~~発令~~勧告等の連絡

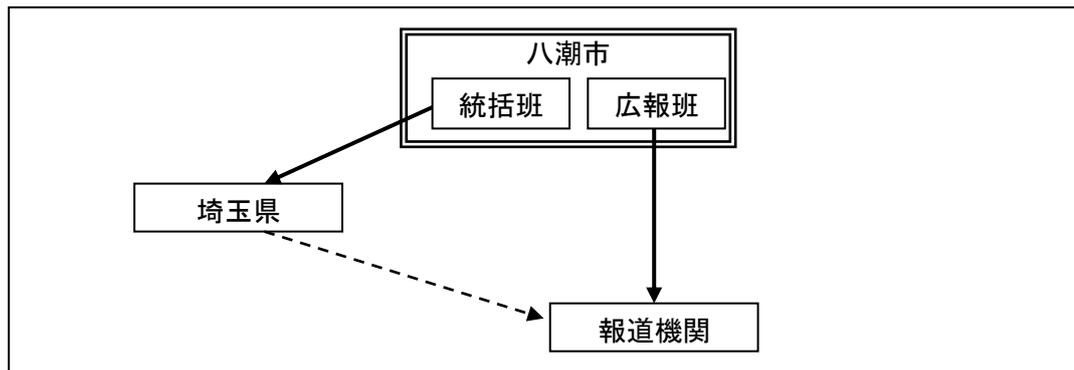
市長が避難情報~~勧告~~又は避難~~指示~~（緊急）を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

① 伝達ルート

原則として、市からテレビ、ラジオ等の報道機関及び県を通じて報道機関へ情報の伝達ルートを確認する。また、情報を伝達する場合は、報道機関及び県に対し、同時に伝達する。

なお、報道機関への連絡は、広報班が、県への連絡は、統括班が行う。

□報道機関への避難情報発令勧告等の連絡伝達ルート



資料 2.53 報道機関への情報提供・連絡先

② 伝達手段

伝達手段は、以下に示すとおりである。

□伝達手段

- 避難情報勧告等の発令をファクスで情報提供を行う
- Eメールを併用して、情報伝達の確実性を図る。ただし、ファクスで伝達できない場合は、Eメールで情報伝達したことを電話で伝える
- 極めて緊急を要する場合、又は、災害時の状況によりテレビ、ラジオ等の報道機関へのファクスでの伝達が難しい場合は、電話で連絡するとともに、速やかにファクスで同一情報を提供する

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる ことができる (災害対策基本法第 63 条)。

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件

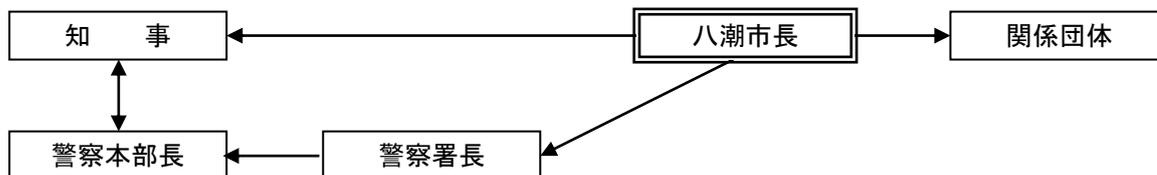
発令者	警戒区域を設定する要件等	根拠法規
知事	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないとき、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	水防法第21条

5 関係機関相互の通知・連絡

市長が避難情報を発令避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は警戒区域を設定したときは、統括班を窓口として、以下に示す要領に従い関係機関に通知・連絡を行う。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 第9号様式 避難情報勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト



□連絡先

埼玉県危機管理防災部 消防消防防災課	048-830-8151
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)

6 避難情報発令勧告等、屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言

市長は、避難情報勧告等又は避難のための立ち退きを発令し、又はあるいは警戒区域を設定しようとする場合、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。

7 避難情報勧告等の解除

市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、十分に安全性の確認に努めた上で避難情報勧告等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

第3 ライフライン事業者との協力体制の確立

災害時におけるライフラインの途絶は、応急活動、救助・救援、市民の被災生活、さらに、途絶が長期化した場合には、生活復興や産業復興に大きな支障を与えることとなり、その社会的影響は甚大である。そのため、統括班は、各ライフライン事業者と密に連絡を取り合い、迅速かつ確かな復旧に努める。

3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】

1 ライフライン被災情報の収集

災害が発生した場合、情報班は、次のライフライン事業者に対し被害情報を問合せる。

□ライフライン事業者連絡先

事業者	住所	連絡先
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市南鳩ヶ谷 7-4-6	048-638-5016
東京ガス(株)	埼玉支社 東部支店 さいたま市南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 203 東京都江東区猿江 2-15-5	048-862-8651 03-3633-4003
	東京お客様センター 東京都新宿区西新宿 3-7-1	0570-002211
東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17 さいたま新常盤ビル 6F	048-626-6623
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス)八潮駅	大瀬 6-5-1	048-995-7222

2 ライフラインの復旧要請

災害によりライフラインの機能が停止した場合、統括班は、各ライフライン事業者に対し応急復旧を要請する。特に、次の防災拠点に関しては、優先的な復旧を要請する。

資料 1.23 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(埼玉県電気工事工業組合)

- ① 病院
- ② 社会福祉施設
- ③ 指定避難所(小中学校等)
- ④ 災害対策本部
- ⑤ 草加八潮消防組合
- ⑥ その他防災上重要と思われる施設

3 災害時の広報

広報班は、関係機関と連絡協調を図り、ライフライン施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、八潮市防災基本条例(平成24年条例第27号)第3条の基本理念を踏まえ、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき八潮市防災会議が、八潮市にかかる防災に関し市、防災関係機関、市民、事業者等が対応すべき事務又は業務、役割について策定した総合的かつ基本的な計画である。

これを効果的に活用し、市、**防災関係機関関係防災機関**、市民、事業者等が災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に至る一連の防災活動を迅速かつ効率的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

資料 1.1 八潮市防災会議条例
資料 1.3 八潮市防災基本条例
資料 2.13 防災会議の組織

第2 計画の構成と内容

2.1 計画の構成

この計画は、市における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画として策定するものであり、計画の主要構成は、以下のとおりである。

1 震災対策編

熊本地震、東日本大震災、阪神・淡路大震災等をはじめとする一連の地震災害の教訓を踏まえ、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧・復興計画、東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画及び複合災害対策計画を定める。

2 風水害対策編

風水害等を前提として、被害を最小限にとどめる最も効果的な防災対策の確立を図るため、風水害予防計画、風水害応急対策計画、風水害復旧・復興計画を定める。

3 大規模火災・事故災害対策編

本市において発生が懸念される災害のうち、「震災対策」や「風水害対策」の準用では対応できないと考えられる大規模火災や放射性物質、毒・劇物等による事故災害へ対応するための対策計画を定める。

4 複合災害対策編

熊本地震や東日本大震災における複数回発生する大地震や、地震後と風水害の複合的な災害の発生へ対応するための対策計画を定める。

第4 対象災害の想定

4.1 国、県が実施する浸水想定

国、県が実施している浸水想定のうち、本市が洪水浸水想定区域に指定されている河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、~~中川・綾瀬川・元荒川・大落吉利根川・新方川~~である。

調査概要は、次のとおりである。

□各洪水浸水想定区域図の前提となる計画降雨

河川名	前提条件	作成・指定年月	調査機関
利根川水系 利根川	利根川流域、八斗島上流域の3日間総雨量491mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所
利根川水系 江戸川	八斗島上流の3日間総雨量491mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所
荒川水系 荒川	荒川流域の3日間総雨量632mm	平成28年5月30日	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所
利根川水系 中川	中川・綾瀬川流域2日間総雨量596mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所
利根川水系 綾瀬川	中川・綾瀬川流域2日間総雨量596mm	平成29年7月20日	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所
荒川水系 芝川・新芝川	荒川流域の2日間総雨量839mm 概ね100年に1回の大雨 昭和33年9月型洪水(狩野川台風) 芝川・新芝川流域2日間総雨量411mm	令和2年5月26日 平成22年9月2日	埼玉県県土整備部 河川砂防課
利根川水系 中川・綾瀬川・元荒川・大落吉利根川・新方川	中川流域の48時間総雨量596mm 概ね100年に1回の大雨 昭和33年9月型洪水(狩野川台風) 降雨48時間総雨量355mm	令和2年5月26日 中川・綾瀬川・元荒川 平成19年3月27日 新方川・大落吉利根川 平成21年3月24日	埼玉県県土整備部 河川砂防課

資料：国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

資料 2.1 利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図(八潮市)

資料 2.2 利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)

資料 2.3 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(八潮市)

資料 2.4 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)

資料 2.5 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(八潮市)

資料 2.6 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(洪水浸水想定区域全域)

資料 2.7 利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図(八潮市)

資料 2.8 利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)

資料 2.9 荒川水系 芝川・新芝川洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)

資料 2.10 利根川水系~~中川・綾瀬川・元荒川・大落吉利根川・新方川~~洪水浸水想定区域図(浸水想定区域全域)

第5 被害想定

5.1 本市の被害想定

国、県による洪水浸水想定区域の指定の結果、市内で浸水が想定される水深は最大で10.0m未満であり、10.0m以上の水深になる浸水は確認されなかった。

また、中川、綾瀬川、芝川・新芝川、元荒川・~~夫落吉利根川~~・~~新方川~~の5河川の浸水想定では、市域の中央部の中央～八潮～緑町の地区にかけて浸水しない区域が想定されているが、利根川、江戸川、荒川の3河川の浸水想定では、市域の全域で浸水が想定されている。

□本市の洪水浸水被害想定

河川名	利根川水系 利根川	利根川水系 江戸川	荒川水系 荒川	利根川水系 中川	利根川水系 綾瀬川	荒川水系 芝川・新芝川	利根川水系 中川 ・ 綾瀬川 ・ 元荒川 ・ 夫落吉利根川 ・ 新方川
浸水予測区域	市全域	市全域	市全域	市中央部以外の全域	市中央部及び市東側の中川沿いを除く全域	西袋の綾瀬川西側(西袋、柳之宮地区)及び西袋、大曽根、浮塚、圀地区の一部	市中央部及び市東側の中川沿い、 八潮駅南側と西側の一部を除く 全域
最大予測水位	5.0m～10.0m未満	3.0m～5.0m未満	3.0m～5.0m未満	0.5m～3.0m未満	0.5m～3.0m未満	0.5m～3.0m未満 1.0m～2.0m未満	0.5m～3.0m未満 2.0m～5.0m未満
最大予測水位地区	・八條、大原、茜町1丁目、大瀬5丁目の一部	・八條、大原、茜町1丁目、大瀬5丁目の一部	・八條、大原、茜町1丁目、大瀬5丁目の一部 ・中川沿一帯	・中川沿一帯	・西袋の綾瀬川西側のほぼ全域	・ 西袋の綾瀬川西側の一部	・ 西袋の綾瀬川西側のほぼ全域 ・ 中川小学校を中心とした一帯
地区別予想水位 (m)							
八條	0.0～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～5.0未満
鶴ヶ曾根	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～2.0未満
小作田	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
松之木	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
伊草	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
新町	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.5未満～1.0未満
二丁目	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0～0.5未満
木曽根	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
南川崎	0.5～5.0未満	0.0～5.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
伊勢野	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
大瀬	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
古新田	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～2.0未満
圀	0.5～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～2.0未満
上馬場	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.5未満
中馬場	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0	0.0
大原	0.5～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～10.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
大曽根	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
浮塚	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満

総則 第2節

西袋	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～2.0未満	0.0～2.0未満
柳之宮	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～1.0未満	0.5未満～1.0未満
南後谷	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.5未満～1.0未満
中央1	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0	0.0
中央2	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0	0.0
中央3	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0	0.0	0.0
中央4	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
八潮1	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0	0.0
八潮2	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0	0.0	0.0
八潮3	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
八潮4	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
八潮5	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
八潮6	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満
八潮7	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～0.5未満	0.0	0.0
八潮8	0.5～5.0未満	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
緑町1	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
緑町2	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
緑町3	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
緑町4	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
緑町5	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
大瀬1	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0
大瀬2	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
大瀬3	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.5未満
大瀬4	0.5～5.0未満	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
大瀬5	0.5～10.0未満	0.5～5.0未満	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満
大瀬6	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.5～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0～0.5未満	0.0	0.0
茜町1	0.5～5.0未満	0.5～5.0未満	0.5～5.0未満	0.0～3.0未満	0.0～3.0未満	0.0	0.0～1.0未満

注)「~~0.5未満～~~」とは、0.5m未満の浸水が想定されることを示す

5.2 大規模水害の被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

次のシミュレーションされた氾濫状況では、市内のほとんどが浸水することが判明している。

1 利根川首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

市	事務又は業務の大綱
八潮市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の組織の整備並びに訓練に関する事 2. 防災施設の整備、改良及び復旧に関する事 3. 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関する事 4. 防災に関する施設や設備の整備と点検に関する事 5. 避難情報の報告又は指示に関する事 6. 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 7. 被災者に対する救助及び救護措置に関する事 8. 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策に関する事 9. 災害復旧復興に関する事 10. その他災害の予防又は被害の軽減を図るための措置に関する事 11. 管内の公共的団体、事業所及び自主防災組織の指導育成に関する事

第2 消防

市は、平成27年10月に草加市と草加八潮消防組合を設立した。また、草加八潮消防組合が平成28年4月1日に発足した草加八潮消防局において、消防事務の共同処理を開始している。

消防機関	事務又は業務の大綱
草加八潮消防組合 八潮市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防施設及び車両の計画的更新・消防体制の整備に関する事 2. 火災発生時の消火活動に関する事 3. 人命の救助及び応急救護・救急活動に関する事 4. 傷病者の搬送に関する事 5. 避難の報告、指示又は誘導に関する事 6. 消防の応援・受援に関する事 7. 消防知識の啓発・普及に関する事 8. 被害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事 9. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事

第3 県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

県の機関	事務又は業務の大綱
埼玉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1)防災に関する組織の整備 (2)防災に関する訓練の実施 (3)防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4)防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5)前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2)消防、水防その他の応急措置 (3)被災者の救難、救助その他の保護 (4)災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5)施設及び設備の応急の復旧 (6)清掃、防疫、その他保健衛生措置 (7)犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持 (8)緊急輸送の確保 (9)前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
東部地域 振興センター (春日部支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動拠点の開設・運営 2. 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 3. 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 4. 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保 5. 緊急通行車両の確認 6. 広域支援拠点の開設・運用
越谷県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策組織の整備に関する事 2. 災害情報の収集及び報告に関する事 3. 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 4. 災害現地調査に関する事 5. 災害対策現地報告に関する事 6. 災害応急対策に必要な応援措置 7. 被災者の救助、救援に関する事
草加保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事 2. 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関する事 3. 各種消毒に関する事 4. 細菌及び飲料水の水質検査に関する事 5. ねずみ族、昆虫駆除に関する事 6. 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 7. 災害救助食品の衛生に関する事 8. 病院、診療所及び助産所に関する事 9. 被災者の医療助産、その他の保健衛生に関する事 10. ペット動物の飼育に関する事

総則 第3節

県の機関	事務又は業務の大綱
越谷 県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 降水量及び水位等の観測通報に関する事 2. 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関する事 3. 水こう門及び排水機場等に関する事 4. 水防管理団体との連絡指導に関する事 5. 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事 6. 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事
草加警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集、伝達及び広報に関する事 2. 警告及び避難誘導に関する事 3. 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4. 交通の秩序の維持に関する事 5. 犯罪の予防及び検挙に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 遺体の検視(見分)に関する事 8. 漂流物等の処理に関する事 9. その他治安維持に必要な措置に関する事
中川・綾瀬川 総合治水事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中川・綾瀬川等の改修、維持管理に関する事

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

指定地方行政機関	事務又は業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害査定立会に関する事 2. 金融機関等に対する金融上の措置に関する事 3. 地方公共団体に対する融資に関する事 4. 国有財産の管理処分に関する事
埼玉労働局(春日部労働基準監督署、草加公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事 2. 職業の安定に関する事
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 3. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達・周知に関する事 4. 緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に関する事 5. 市町村が行う避難情報発令避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6. 災害発生時(発生が予想される時を含む)において都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を行うこと 7. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
関東農政関東農政局 (消費・安全部地域第一課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事 2. 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食物品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事

第1 避難活動体制の整備

災害によって被災した者、又は被災するおそれのある者が、迅速かつ安全に避難を実施するため避難計画を策定するとともに、自主防災組織等と連携した避難体制の確立に努める。

1.1 避難計画の策定【統括班、避難所班、施設管理者】

1 避難計画の策定

統括班は、避難所班と連携し、避難計画の作成上の留意事項を参考に避難計画を作成する。なお、避難計画で定める主な内容は、次のとおり。

- ①避難~~情報準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）~~の~~発令判断~~基準及び伝達方法
- ②指定避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③指定避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ④避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑤指定避難所の管理・運営に関する事項

2 洪水時の避難原則

避難~~情報勧告等~~が発令された場合は、自らの安全確保を第一に考え、次の原則に基づき避難する。

□洪水時の避難原則

想定浸水深が 0.5m 未満の地域	基本的に指定避難所へ避難する。避難が遅れた場合は自宅の2階以上の階へ避難する。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、 避難準備 高齢者等避難 開始 が出た段階で計画された指定避難所への避難行動を開始する。
想定浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満 の地域	平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず指定避難所等の安全な場所に避難する。 2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、浸水 0.5m でも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待機する。
想定浸水深が 3.0m 以上の地域	2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず指定避難所等の安全な場所に避難する。 高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に指定避難所等の安全な場所に避難する。

□浸水時の指定避難所・指定緊急避難場所一覧

種別	No.	避難施設名	所在地	施設の利用可否						
				利根川	江戸川	荒川	中川	綾瀬川	芝川・新芝川	元荒川
指定避難所・指定緊急避難場所	1	八條小学校	鶴ヶ曾根 1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	2	潮止小学校	南川崎 822	3階	3階	3階	3階	2階	1階	1階
	3	八幡小学校	中央 4-21-16	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	4	大曾根小学校	垢 527	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	5	松之木小学校	緑町 3-9-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	6	中川小学校	大瀬 1516	3階	3階	1階	3階	1階	1階	2階
	7	八條北小学校	八條 1150	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	8	大瀬小学校	大瀬 3-9-1	3階	3階	3階	3階	2階	1階	1階
	9	大原小学校	八潮 7-42-1	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階
	10	柳之宮小学校	柳之宮 140	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	11	八潮中学校	中央 1-1-2	3階	3階	3階	2階	1階	1階	1階
	12	大原中学校	八潮 5-9-1	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	13	八條中学校	八條 555	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	14	八幡中学校	緑町 4-19-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	15	潮止中学校	古新田 530	3階	3階	3階	3階	3階	1階	1階
	16	八潮高校	鶴ヶ曾根 650	2階	2階	2階	2階	1階	1階	1階
	17	八潮南高校	南川崎 519-1	3階	3階	3階	3階	1階	1階	1階
指定緊急避難場所	18	八潮中央公園	中央 1-9	—	—	—	○	○	○	○
	19	大原公園	八潮 3-27	—	—	—	○	○	○	○
	20	八潮南公園	大瀬 1847-8	—	—	○	—	○	○	—
	21	大瀬運動公園	大瀬 1304	—	—	—	—	—	○	—
	22	下河原運動広場	鶴ヶ曾根 2213	—	—	—	—	○	○	○
	23	八条親水公園	八條 1620-3	—	—	—	—	○	○	—
	24	西袋陣屋公園	西袋 625	—	—	—	○	—	—	—
	25	中川やしおフラワーパーク	木曾根 1009-1	—	—	—	—	○	○	○
	26	鶴ヶ曾根運動広場	鶴ヶ曾根 1535-1	—	—	—	—	○	○	○
	27	やしお駅前公園	大瀬 6-3-1	—	—	—	—	—	○	—
	28	中川やしおスポーツパーク	大字 2-1585	—	—	—	—	○	○	○
指定避難所	29	コミュニティセンター	八條665	—	—	—	—	1階	1階	—
	30	八幡公民館	中央 3-32-11	—	1階	2階	1階	1階	1階	1階
	31	老人福祉センター寿楽荘	木曾根 322	—	—	—	—	1階	1階	1階
	32	資料館	南後谷 763-50	3階	3階	3階	3階	3階	1階	2階
	33	八條公民館	八條 2753-46	—	—	—	—	2階	1階	2階
	34	やしお苑	南川崎 210-1	2階	2階	2階	2階	2階	1階	1階
	35	杜の家やしお	鶴ヶ曾根 567-1	2階	2階	2階	1階	1階	1階	1階

※：中川・綾瀬川を含む

—：使用不可 1階：1階以上利用可能、2階：2階以上利用可能、3階：3階以上利用可能

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

2 福祉避難所の指定

要配慮者支援班は、要配慮者のうち、健康状態等への特別の配慮若しくは介護を要する者のため、市内の高齢者・障がい者施設等を福祉避難所に指定し、災害時に通常の指定避難所から移送できるよう、体制を構築する。

資料 1.33 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人栗園)
資料 1.34 災害時における福祉(二次)避難所の開設及び運営に関する協定書(社会福祉法人福祉楽団)

3 避難情報発令の勧告等判断伝達マニュアルの作成

統括班は、避難情報の発令指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

4 防災公園の整備

統括班は、道路班と連携し、大地震や大雨等による自然災害の発生などを踏まえ、八潮高校西側周辺に平常時にはスポーツやレクリエーションなど多目的な利用ができ、災害発生時等には防災拠点となる公園の整備を進めるとともに、防災機能を有する公園等の整備を推進する。

1.3 避難誘導體制の整備【統括班、避難所班、要配慮者支援班、草加八潮消防組合】

安全な避難活動を実施するため、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等、避難誘導體制の整備を図る。なお、避難行動要支援者の避難誘導には、特に留意する「要配慮者安全確保計画」(P.108)。

1 避難路の指定

統括班は、次の基準を参考としながら担当と市街地状況に応じて、指定緊急避難場所までの避難路の指定を検討する。また、指定した避難路の周知徹底を図る。

□避難路の指基準

- ① 避難路は、幅員 15m 以上の道路又は幅員 10m 以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等危険を伴う施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

資料 2.16 避難路としての適否の判断方法のイメージ

資料 2.17 広域避難場所・避難路の選定と確保

資料 2.18 避難路と避難地の配置の考え方

2 指定避難所等標識の整備

統括班は、指定避難所等を周知するとともに、安全に避難するために案内標識及び誘導標識を整備する。

また、設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて文字を大きく、見やすくする等の高齢者、障がい者への配慮、英語等を併記する等の外国人へ配慮した整備に努める。

3 避難勧告等—避難情報伝達体制の整備

統括班、避難所班、要配慮者支援班は、平時より避難情報勧告等の発令基準、伝達手段について、防災訓練等を通じて習熟に努める(避難情報勧告等の発令基準、手段については、「避難計画」(P.176)を参照。また、災害時に避難情報勧告等を市民に確実に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けられるよう、避難情報勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について定め、伝達にもれのないようチェックリスト等を作成する。

資料 第9号様式 避難情報勧告等の伝達先、伝達手段チェックリスト

4 誘導體制の確立

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察、自主防災組織と連携を図り、避難誘導體制及び相互の役割分担等を定めておく。

なお、避難行動要支援者の避難誘導に関しては、「要配慮者安全確保計画」(P.108)のとおりである。

5 避難誘導方法への習熟

避難所班及び要配慮者支援班は、草加八潮消防組合、消防団、警察及び自主防災組織と連携を図り、避難方法、各指定避難所等の特性を理解し、災害発生時に混乱をきたさないよう、避難誘導方法への習熟に努める。また、避難訓練等を通じ、市民に対してもこれを周知徹底する。

6 指定避難所の整備

統括班は、避難生活が良好に保たれるよう、指定した指定避難所において、換気、照明、避難者のプライバシーの確保が可能な間仕切り等を整備する。

また、食料や仮設トイレ等の備蓄や通信設備・機器、テレビ、ラジオ等の必要な資機材、台帳等を整備する。

さらに、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化を含む停電対策に努める。

7 広域避難体制の整備

統括班は、災害の規模によって広域避難が必要な場合を想定し、運送事業者等との協定の締結や発災時の具体的な避難方法等を含めた手順等を定めるよう努める。

1.4 避難所運営体制の整備【避難所班、施設管理者】

1 避難所開設・運営体制の整備

避難所班は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切な避難所開設管理・運営マニュアルの作成に努める。避難所の開設が混乱なく実行され、円滑な運営が進められるよう、避難所の開設と安全確保にあたる「避難所開設職員」を配置し、訓練等を通じて開設・運営手順を習得しておく。また、市民が主体的に指定避難所を運営できるように準備する。

1.5 市民への周知【統括班】

1 市民への周知事項

統括班は、避難行動における留意事項を市民に周知する。

- ① 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ② 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
- ③ 特定の災害においては指定避難所等への避難が不相当である場合があること。

2 指定避難所等・避難経路等の周知

避難誘導を円滑に行うには、あらかじめ市民にどの避難路を通過してどの指定避難所等へ避難するかを周知する必要があるため、統括班は、以下の方法で市民に避難方法・指定避難所等について周知する。

- ① 防災ハザードマップの配布
- ② 市広報紙への掲載
- ③ 市のホームページへの掲載
- ④ 案内板等の設置(誘導標識、案内標識、一覧標識等)
- ⑤ 防災訓練の実施

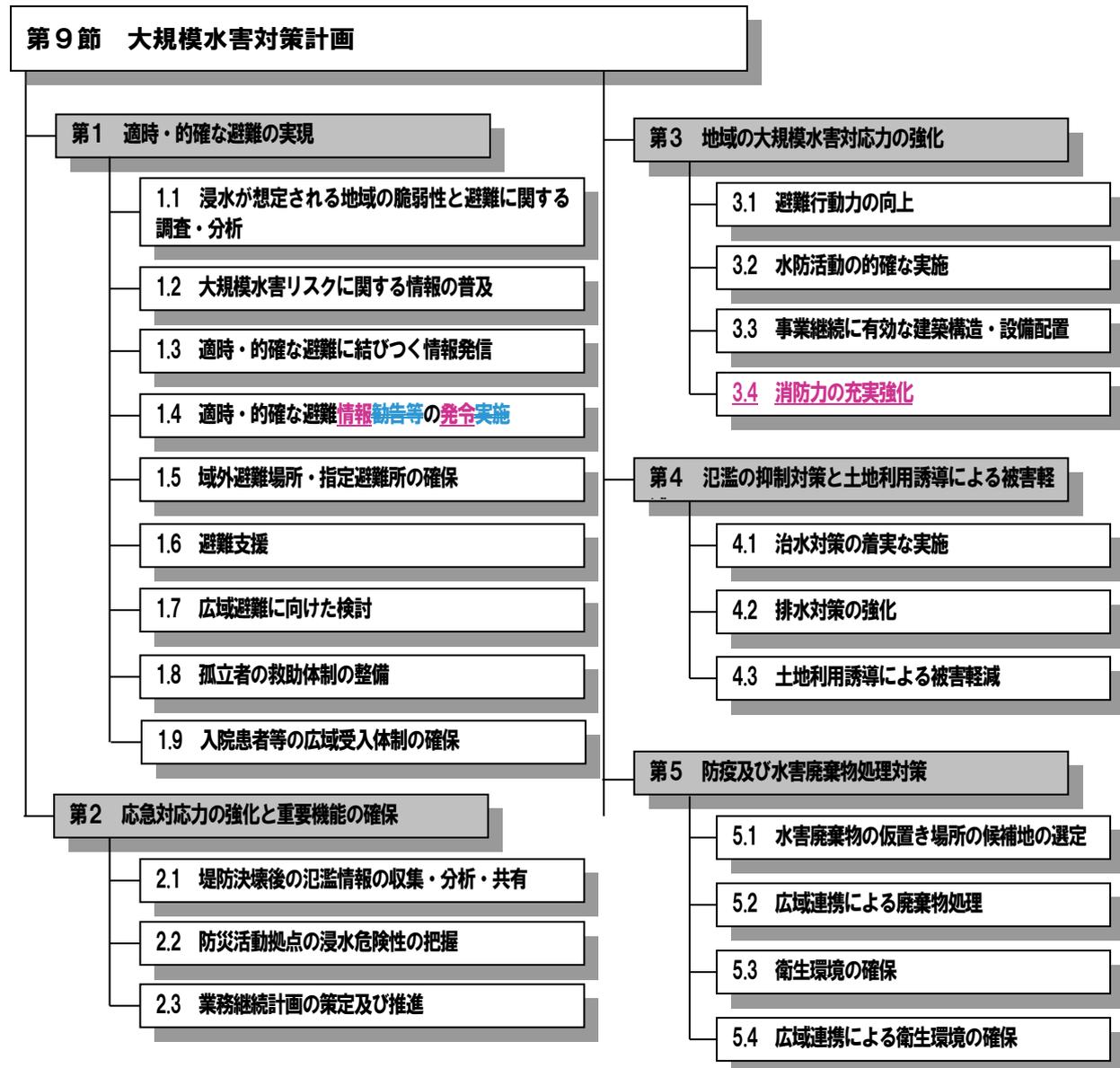
3 避難時の諸注意の周知

避難の際には、自動車を使用しない等、避難時の行動の諸注意に関する情報を平時から防災ハザードマップ、広報紙等により、市民に対して周知徹底を図る。

1.6 防災上重要な施設の避難計画【避難所班、学校長、施設管理者】

施設管理者は、災害時に来場者等の安全を確保するため、各施設の状況に合わせて避難誘導方法等を定めた避難計画を策定する。

第9節 大規模水害対策計画



第1 適時・的確な避難の実現

1.1 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析【統括班】

統括班は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や社会福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある指定避難所、高台等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

1.2 大規模水害リスクに関する情報の普及【統括班】

統括班は、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、大規模水害時における具体的な被災イメージを市民に周知する。

1.3 適時・的確な避難に結びつく情報発信【統括班】

統括班は、市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を様々な方法を活用して発信する。

1.4 適時・的確な避難情報勧告等の発令実施【統括班】

統括班は、浸水が予想される場所の浸水が発生するまでの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報勧告等の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難情報勧告等の発令のタイミングや対象地域等をあらかじめ検討する。

1.5 域外避難場所・指定避難所の確保【統括班】

統括班は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図る。

1.6 避難支援【統括班、避難所班】

統括班は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、草加八潮消防組合、草加警察署、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

1.7 広域避難に向けた検討【統括班】

統括班は、広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。また、市町村間の避難者受入についての協定締結に努める。

第1 他市区町村等への要請

市長は、災害に対し必要な応急措置を実施するため、必要に応じて協定締結市区町村に応援協力を求め、適切な応急活動を実施する。

1.1 相互応援協定の締結状況

災害時における他市区町村との相互応援については、県内全ての市町村、隣接する足立区、葛飾区、埼玉県東南部都市連絡調整会議の構成団体である、草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町及び群馬県みどり市、山梨県笛吹市と相互応援協定を締結している。

資料 1.6 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(埼玉県)

資料 1.7 足立区と八潮市の災害時における相互応援に関する協定

資料 1.8 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定

資料 1.9 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

資料 1.10 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定

資料 1.11 災害時における相互応援に関する協定書

1.2 要請手続【統括班】

市長は、災害が発生し、以下に示すような事態が生じた場合において、支援が必要と認めるときは、統括班を窓口として、相互応援協定を締結した市区町村に協定書の定めるところにより応援を要請し、応急対策又は復旧対策を実施する。

□応援要請基準

- ①被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断される
とき
- ②市のみで実施するよりも他市区町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行
えると判断されるとき
- ③夜間や暴風時で被害状況の把握が十分にできない状況下にあつて、職員との連絡が困難で
ある、又は被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき

□協定防災関係各課連絡先

協定防災関係各課	電話	F A X
足立区 総合防災対策室 危機管理室 災 害対策課	03-3880- 2380 5836	03-3880-5607
葛飾区 地域振興部 危機管理課	03-5654-8223	03-5698-1503
草加市 市長室 危機管理課	048-922-0614	048-922-6591
越谷市 危機管理室 市民協働部 危機管 理課	048-963-9285	048-965-7809
三郷市 環境安全部 危機管理防災課	048-930- 952 -7832- 1294	048-952-6780
吉川市 市民生活部 危機管理課	048-982-9471	048-981-5392
松伏町 総務課	048-991-1895	048-991-7681
群馬県みどり市 危機管理課	0277-76-0960	0277-76-2452
山梨県笛吹市 総務部防災危機管理課	055-262-4111	055-262-4115

第2 埼玉県への応援要請

災害発生時において、市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断したときは、県災害対策本部へ応援を要請する。

2.1 県への応援要請及び応援幹旋の要請手続【統括班】

市長が、知事又は指定地方行政機関の長等に応援又は応援の幹旋を求める場合は、統括班を窓口として、県(危機管理防災部 **災害対策消防防災課**)に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信の途絶により知事に要請ができない場合は、直接陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後速やかに所定の手続を行う。

□要請時に明らかにする事項

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請の幹旋を求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他、参考となるべき事項	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市区町村の職員の派遣又は派遣の幹旋を求める場合	1 派遣又は派遣の幹旋を求める理由 2 派遣又は派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請を求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第57条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請を求める場合	1 災害の状況(負傷者、要救助者の状況)及び応援要請の理由 2 応援要請を行う消防隊の種類と人員	消防組織法第44条

□応援要請連絡先

埼玉県危機管理防災部	048-824-2111(代表)
埼玉県危機管理防災部 災害対策消防防災課	048-830-8181 8154
埼玉県危機管理防災部危機管理課	048-830-8121 (代表)
埼玉県県土整備部河川砂防課	048-830-5120
陸上自衛隊第32普通科連隊(緊急時)	048-663-4241

第3 緊急消防援助隊への災害派遣要請

市の消防力では対応できない災害に直面し、緊急消防援助隊の災害派遣要請が必要と判断した場合、市長は、県知事に災害派遣要請を依頼する。また、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請する。

3.1 要請方法【統括班】

災害派遣要請に関する事務手続は、県(危機管理防災部消防消防防災課)に次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

資料 第2号様式 緊急消防援助隊応援連絡要請

要請時依頼事項

<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況及び派遣を要請する理由 ○派遣を必要とする期間(予定) ○派遣要請を行う消防隊の種別と人員 ○市への侵入経路及び集結場所(待機場所) ○応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み
--

要請連絡先

埼玉県危機管理防災部消防消防防災課	048-830-8171(平日) 048-830-8111(休日・夜間)
総務省消防庁	03-5253-7527(夜間) 03-5253-7777

□収集すべき情報(発災前)

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	主な担当班
①警報・注意報気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方气象台	統括班
②雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量データ ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市、消防の雨量計	統括班
	・河川の水位、流量等の時間変化 ・市域の滞水の状況	随時	・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織	道路班
③危険箇所等の情報の収集	・河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期・箇所の状況 ・道路、街路樹、水路等の状況	異常の知覚後即時	・市、消防機関の警戒員 ・自主防災組織、市民	道路班
	・道路、街路樹、水路等の状況 ・民地の状況	異常の知覚後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、市民	情報班
④市民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織	避難所班

(2) 発災後

市は、草加八潮消防組合、草加警察署との緊密な連携のもと、市内の被害及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

- ① 災害情報を得た班(者)は、班長へ報告し、報告を受けた班長は、収集した情報を速やかに取りまとめ、情報班及び担当本部員へ報告する。
- ② 担当本部員は、関係機関、情報連絡協力員(町会・自治会長、自主防災組織等)、各班から収集した災害情報を整理し、本部会議へ報告する。
- ③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等を判断し、活動すべき内容を決定する。担当本部員は、本部決定事項を各班の班長を通じて指示する。
- ④ 統括班、広報班は、草加八潮消防組合と連携し、避難情報~~報告~~等の必要な情報を、それぞれ防災行政無線、広報車等の手段によって市民に広報する。

2 報告先

(1) 被害速報及び確定報告の報告先

報告先		手段	番号	
勤務時間内	県災害対策 消防防災課	一般加入電話	電話	048-830- 8181 8151 (直通)
		地上系防災行政無線 (防災専用)	電話	6-8181 200-951 (消防課)
		地上系防災行政無線 (庁内電話)	電話	57-6-8181 200-6-8181
		衛星系防災行政無線	電話	58-200-6-8181 200-951 (消防課)
勤務時間外	危機管理防 災センター システム管 理室	一般加入電話	電話	048-830-8111 (直通)
		地上系防災行政無線 (防災専用)	電話	6-8111 200-951
		地上系防災行政無線 (庁内電話)	電話	57-6-8111 200-6-8111
		衛星系防災行政無線	電話	58-200-6-8111 200-951

(2) 消防庁への報告先

報告先		平日 (9 : 30 ~ 18 : 30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
一般加入電話	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線発信特番(市庁舎は58、消防本部は88)を示す。

3 報告の留意事項

(1) 報告の留意事項

市が、県等の防災関係機関に被害状況等を報告する際の留意点を以下に示す。

□報告の留意事項

- 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する
- 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る
- 発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく
- 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する
- 被災世帯・被災人員等の把握に当たっては、現地調査の他、住民基本台帳等と照合して正確を期する
- 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する

□種類及び発表基準

八潮市	府県予報区		埼玉県	発表官署	熊谷地方気象台	
	一次細分区域		南部			
	市町村等をまとめた地域		南東部			
発表	災害	基準項目	基準			
特別 警報	大雨	雨量基準	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	48時間雨量 377 ³⁷⁹ mm	3時間雨量 138 ¹⁴¹ mm	
		土壌雨量指数基準		250 ²⁵⁴		
	暴風	(台風)	中心気圧、風速	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
		(温帯低気圧)	風速			
	暴風雪		風速	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪		降雪の深さ	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—		
	洪水		流域雨量指数基準			
			複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	中川 = (12, 17, 1 ¹)、綾瀬川流域 = (10, 15, 8)		
			指定河川洪水予報による基準	中川 [吉川]、綾瀬川(谷古宇区間) [谷古宇]、綾瀬川中流部(一の橋区間) [一の橋]、芝川・新芝川 [青木水門]、江戸川 [野田]、荒川 [岩淵水門 (上)]		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s	雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm		
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13			
		土壌雨量指数基準	117			
	洪水		流域雨量指数基準			
			複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	中川流域 = (10 ¹² , 15.4)、綾瀬川流域 = (6, 15, 38 ¹¹ , 7) 中川 [吉川]、綾瀬川(谷古宇区間) [谷古宇]		
			指定河川洪水予報による基準	中川 [吉川]、綾瀬川(谷古宇区間) [谷古宇]		
	強風		平均風速	11m/s		
	風雪		平均風速	11m/s	雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm		
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等で被害が予想される場合			
	融雪					
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 25% 実効湿度 55%			
	なだれ					
低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が想定される場合 冬期：最低気温 - 6℃ [*] 以下				
霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下				
着氷・着雪		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

※冬期の気温は、熊谷地方気象台の値

※埼玉県水防計画(R3)、熊谷地方気象台「警報・注意報発表基準一覧表」(R3.6.8現在)より

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位到達情報、水防警報

(1) 指定河川の洪水予報

洪水予報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が、又は水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、埼玉県知事と気象庁が共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を定め、水位等を示し、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合には、その旨を警告して行う予報の発表であり、水防活動に指針を与え、その活動が迅速かつ適期に行われるようにするものである。

□種類及び発表基準

種類	標題	解説
注意報	〇〇川氾濫注意情報	・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
警報	〇〇川氾濫警戒情報	・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	〇〇川氾濫危険情報	・〇〇川の洪水予報基準観測所で水位が氾濫危険水位に到達した場合
	〇〇川氾濫発生情報	・〇〇川の洪水予報基準観測所で氾濫が発生した場合

□洪水予報を行う河川

河川名	区	域	発表者
利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで	国土交通省と気象庁
	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から江戸川分派点まで	
江戸川	左岸	利根川からの分派点から海(旧川を除く)まで	
	右岸	利根川からの分派点から海(旧川を除く)まで	
中川	左岸	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 の 1 地先から東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 の 3 地先まで	
	右岸	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 の 1 地先から東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 の 1 地先まで	
綾瀬川	左岸	埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793 の 3 地先から東京都足立区神明 1 丁目 30 の 1 地先まで	
	右岸	埼玉県草加市金明町字中取出し 1362 の 7 地先から東京都足立区南花畑 3 丁目 23 の 1 地先まで	
荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海(旧川を除く)まで	
	右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海(旧川を除く)まで	
芝川	左岸	さいたま市緑区大字大間木字八町 2338 番地の 1 地先八丁橋下流から川口市上青木 2 丁目地内 新芝川分派点まで	埼玉県と気象庁
	右岸	さいたま市緑区大字大間木字八町 1884 番地の 1 地先八丁橋下流から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで	
新芝川	左岸	川口市上青木 2 丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜 2 丁目地内 芝川合流点まで	
	右岸	川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家 5 丁目地内 芝川合流点まで	
綾瀬川	右岸	さいたま市緑区大字大門字野原 4010 番地の 2 地先 碓橋下流端から越谷市大字蒲生字山王 3794 番地先直轄管理区間境まで	
	左岸	川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先 碓橋下流端から草加市金明町 1361 番地 3 地先直轄管理区間境まで	

(2) 河川における水位到達情報

水位到達情報は、水防法第13条第2項に基づき埼玉県知事が行い、洪水予報河川以外の河川で、市民の避難及び準備に資する洪水情報を提供するもので、市長が行う避難情報発令勧告及び避難指示等の目安となるものである。

□水位到達情報通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
中川	牛島	春日部市 藤塚	A. P. 5. 20m	A. P. 5. 85 m	—	A. P. 6. 25m
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A. P. 6. 15m	A. P. 6. 55m	—	A. P. 6. 80m
大落 吉利根川	杉戸	杉戸町 杉戸	A. P. 7. 25m	A. P. 7. 70m	—	A. P. 7. 91m
新方川	増林	越谷市 花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	—	A. P. 4. 02m

※埼玉県水防計画(R3-434)より

(3) 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項又は第3項に基づき国土交通大臣又は埼玉県知事が行う。洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われぬか又は予報を待つ暇がないときは自らの判断により、水防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

1.6 異常な現象発見時の対応【統括班】

1 異常な現象発見時の対応

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、統括班を窓口として気象庁その他の関係機関に通報を行う。気象庁に通報を行う現象は、以下に示すとおりである。

□気象庁に通報を行う事項

(1) 気象に関する事項 著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等
(2) 火山関係 噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象
(3) 地震関係 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

2 気象庁機関の通報先

熊谷地方气象台に通報を行う。

□熊谷地方气象台の連絡先

報告先	番号
観測予報担当	048-521-0058
防災担当	048-521-5858
庶務・広報担当	048-521-7911

(8 : 30 ~ 17 : 15)

第1 広報活動

災害発生時に、被災市民や近隣住民等が適切な行動をとれるよう、災害や生活に関する正確な情報を提供することから、市は適切かつ迅速な広報活動を実施する。

1.1 広報を行う情報の区分【統括班、広報班、草加八潮消防組合、防災関係機関】

1 実施機関と広報内容

広報を実施する機関ごとに広報内容が異ならないよう、統括班及び広報班は、県、草加八潮消防組合、報道機関等と連絡・協調を図る。なお、広報を実施する機関及び広報内容を以下に示す。

□広報の実施機関と内容

機関名	広報・報道内容
【統括班】 【広報班】	人命の安全に係る広報(発災前)
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(気象予警報等) ・河川情報(洪水予報、水防警報等) ・避難情報(避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)、避難勧告(警戒レベル4)、避難指示(緊急)(警戒レベル4)、緊急安全確保災害発生情報(警戒レベル5)警戒区域、避難の心得、指定避難所等の位置、経路等) ・要配慮者に向けた広報 ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	人命の安全に係る広報(発災後)
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水地域の情報 ・医療救護所開設状況 ・二次災害危険情報 ・道路、橋梁等土木施設情報(被害、復旧状況) ・その他人命の安全及び社会秩序保持のために必要な事項
	安心に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置又は閉鎖 ・被害情報(死傷者、建物被害等) ・個人安否情報(東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル(171)」、携帯電話会社等(NTTドコモ、ソフトバンク、au、Facebook)の災害用伝言板) ・その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	生活に係る広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水道、ガス等ライフラインの状況(被害状況、注意事項) ・給食、給水実施状況(給水日時、場所、量、対象者) ・医療、生活必需品の供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者) ・交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・防疫状況と注意事項 ・指定避難所の収容者名 ・救援物資の種類、配布場所 ・住宅診断の実施 ・仮設トイレ、風呂の設置状況 ・し尿、ごみ処理情報 ・り災証明書交付情報、各種相談窓口の設置状況、融資に関する情報 ・その他市民の生活安定及び社会秩序保持のために必要な事項
	その他の広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集 ・必要な救援物資の募集(種類、送付先、送付方法等) ・義援金の募集(送付先、送付方法等) ・その他必要な事項
【草加八潮消防組合】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)、警戒区域、指定避難所等の位置、経路等) ・その他消防活動に必要な事項
【防災関係機関】	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制に関すること ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害に関すること ・所管業務の被害状況、復旧状況に関すること ・その他各関係機関の活動に必要な事項

3 避難の指示・誘導

水位等の監視、警戒活動により、災害発生のおそれがあると認めるときは、「避難情報勧告等」(P.177)の定めるところにより、市民に避難の指示をする。

4 水防作業の実施

(1) 排水施設による水防作業

道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し又は発生するおそれのある場合は、被害の拡大を防止するため、排水施設による排水作業を行う。なお、災害の規模に応じて関係業者に協力を要請し、人員、資機材の確保に努める。

資料 2.49 市内排水機場・排水施設一覧
資料 2.52 重要水防箇所

(2) 積み土のう等による水防作業

道路班は、台風又は集中豪雨等により、道路、堤防及び橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、施設の管理者と協力して、有効な工法による水防作業を実施する(積み土のう、シート張り、マンホール噴出防止、ビル浸水防止等)。

資料 2.50 埼玉県越谷県土整備事務所応急資材及び運搬具
資料 2.51 八潮市水防倉庫備蓄器具資材一覧

(3) 水門及び排水機場の応急復旧

道路班は、水門及び排水機の破損、故障、停電等により、運転が不能になることが想定されるため、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

5 水防用資機材の調達

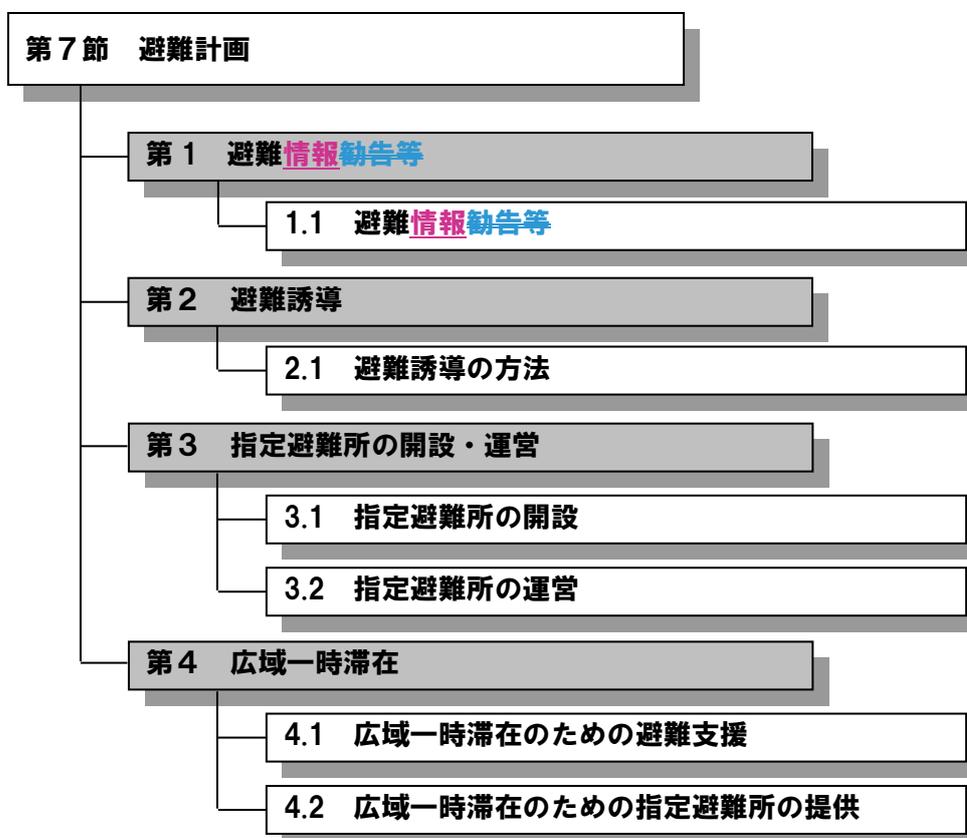
道路班は、保持する資機材が不足した場合、又は特殊な資機材を要する場合、関係業者に要請し、確保調達に努める。

6 警戒区域内の安全確保

市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限し、又は当該区域からの退去を命じ(災害対策基本法第63条)、警戒区域内の市民の安全を確保する。

また、やむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は現場内にいる者を水防作業に従事させることができる(水防法第24条)。

第7節 避難計画



第1 避難情報勧告等

風水害は、一般的に大雨や台風等により生ずるため、気象予報や警報が出る等、避難すべき事態に至る前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。その点に留意し、避難情報勧告及び指示は、人命又は身体を保護するため、迅速かつ効果的に発令する。

1.1 避難情報勧告等【統括班、広報班、草加八潮消防組合】

1 避難情報勧告等の発令

市長は、危険が切迫した場合に、避難情報勧告等を発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示した場合、直ちに県知事に報告する。

□市長が発令する行う避難情報勧告等の要件等

発令者	避難勧告等を行う要件等	根拠法規
市長	<p>①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる</p> <p>②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示することができる</p> <p>と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる</p>	①② 災害対策基本法第60条

また次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が発令する行う避難情報勧告等の実施責任者とその要件等

発令者	避難勧告等を行う要件等	根拠法規
埼玉県知事	<p>災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示 <p>災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、避難のための立ち退きの避難勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する</p>	災害対策基本法第60条
警察官	<p>①市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要請があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示 ・緊急安全確保措置 ・立退き先の指示 <p>②人の生命若しくは身体に危険を及ぼおよぼし、又は財産に重大な損害を及ぼおよぼすおそれがあり指示が急を要するとき指示を行う</p> <p>①市長から要請があったとき、避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示する</p> <p>②市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での退避等の安全確保</p>	①② 災害対策基本法第61条 ②③ 警察官職務執行法第4条

	保措置の指示をできないと認めるとき、指示を行う	
消防吏員	消防長、八潮消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員は、ガス、火薬等の事故が発生した場合において、人命又は財産に著しい被害を与えると認める場合、その区域内における火気の使用禁止し、又は退去、立入の禁止又は制限をすることができる	消防法第23条の2
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき、避難のための立退きを指示する	自衛隊法第94条

2 避難情報勧告等の発令内容

~~住民に対し、避難情報勧告等又は屋内での退避等の安全確保措置の指示を発令する場合は、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。明示して行う。~~

□避難情報勧告等の発令内容

<ul style="list-style-type: none"> ○発令日時 ○発令者 ○対象地域及び対象者 ○危険の度合い ○発令する避難情報の種別 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別 ○避難先及び避難経路 ○避難理由 ○避難時の留意事項 ○担当者、連絡先
--

~~※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）より~~

3 避難情報勧告等の発令基準と伝達の方法

(1) 避難情報勧告等発令基準の考え方及び伝達方法

避難情報勧告等は、概ね次表の考え方を参考に発令し、伝達する。また、避難の必要がなくなった場合は、速やかに同様の方法で伝達する。

これにより、統括班及び広報班は、草加八潮消防組合と連携し、市長が避難情報準備・~~高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）~~を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、「広報活動」(P.157)に基づき、迅速に市民に周知する。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 2.38 広報案文

資料 第9号様式 避難情報勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト

□発令基準の考え方及び伝達の方法

種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法
----	----------	----------	------

種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難準備 (警戒レベル3) 高齢者等避難開始</p>	<p>○水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、更に、水位上昇が予測される場合</p> <p>○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>○避難準備（警戒レベル3）高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <p>○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する立退き避難</p> <p>○その他の人も防災気象情報、水位情報等に注意を払い、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始することが望ましい</p> <p>○平時からハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う</p> <p>は立退き避難の準備を整えるとともに、自発的に避難を開始</p> <p>○急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは避難準備が整い次第、災害に対応した指定指定避難所へ立退き避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・自主防災組織等の協力 ・インターネット ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市ホームページ ・市メール配信サービス
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難勧告 (警戒レベル4)</p>	<p>○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合</p> <p>○水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流の水位の急激な上昇や大量又は強い降雨等によって、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>○災害に対応した指定指定避難所へ速やかに立退き避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難指示 (緊急) (警戒レベル4)</p>	<p>○水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <p>○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>○越水・溢水のおそれがある場合</p> <p>○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>○予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに避難</p> <p>○指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う</p> <p>○平時からハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う</p> <p>○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所へ緊急に避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・サイレン ・広報車 ・消防車両 ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市ホームページ ・市メール配信サービス

種別	発令基準の考え方	市民に求める行動	伝達方法
(警戒レベル5) 緊急安全確保	<p>○水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等による決壊のおそれが高まった場合</p> <p>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>※災害が発生・切迫している状況を確実に把握できるとは限らないため、必ず発令される情報ではない</p> <p>○災害発生を受け、市が現認している状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <p>○災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する</p> <p>○指令避難所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う</p> <p>○平時からハザードマップ等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する</p> <p>○既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市ホームページ ・市メール配信サービス
市内の 避難等	<p>○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき</p>	<p>○屋内での待機</p> <p>○屋内における避難のための安全確保に関する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・サイレン ・テレビ、ラジオ ・緊急速報メール ・市メール配信サービス

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)参考※避難情報に関するガイドライン(内閣府)参考

(2) 避難すべき区域

全市域が洪水浸水想定区域に指定されているため、全市域を避難すべき区域として設定する。

(3) 避難情報・勧告等の発令基準

避難情報準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令は、概ね次の基準を参考に、気象予警報、今後の気象予測、巡視等からの報告を含めて総合的に判断し、発令する。

□避難情報準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)の発令基準

発令基準	利根川	江戸川	中川	綾瀬川	荒川	芝川・新芝川	元荒川	大落 吉利根川	新芳川
	栗橋 基準地点	野田 基準地点	吉川 基準地点	谷古宇 基準地点	熊谷 基準地点	青木水門 基準地点	三野宮 基準地点	杉戸 基準地点	増林 基準地点
氾濫注意水位(警戒水位)	5.00m	6.30m	3.60m	3.00m	3.50m	A.P. 3.75m	A.P. 6.55m	A.P. 7.70m	A.P. 3.90m
避難準備・ 高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	6.90m 8.10m	8.40m 9.80m	3.70m	3.10m	5.00m	A.P. 3.88m	-	=	=
避難勧告・ 避難指示(緊急) (警戒レベル4)	8.80m 9.90m	9.00m 9.10m	4.10m	3.50m	5.50m	A.P. 4.63m	A.P. 6.80m	A.P. 7.91m	A.P. 4.02m

※埼玉県水防計画(R3-4-34)より

また、発令に必要な情報、又は参考とする各種情報は、次の機関から受領する。

□情報の入手先

情報の種別	情報の入手先	電話番号	FAX
利根川の水位	国土交通省利根川上流河川事務所(大利根出張所)	0480-72-8360	0480-72-8363
江戸川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(運河出張所)	04-7152-0102	04-7152-6961
中川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(中川出張所)	03-3694-2757	03-3693-3932
綾瀬川の水位	国土交通省江戸川河川事務所(中川出張所)	048-962-2634	048-965-8482
荒川の水位	国土交通省荒川上流河川事務所(熊谷出張所)	048-522-0612	048-524-5041
芝川・新芝川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
元荒川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
夫落吉利根川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
新方川の水位	埼玉県河川砂防課 防災担当	048-830-5137	048-830-4865
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
雨量情報		048-521-5858	
八潮市の洪水警報 (気象情報)	熊谷地方気象台	048-521-0058	048-521-7933
		(当直)	
利根川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058 (当直)	
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
	国土交通省利根川上流河川事務所	0480-52-9839	0480-52-9852
江戸川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058 (当直)	
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-964-6584 048-960-1530
	国土交通省江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
荒川洪水予警報	熊谷地方気象台	048-521-5858	048-521-7933
		048-521-0058 (当直)	
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5221	048-960-1530
	国土交通省荒川上流河川事務所	049-246-6715	049-246-6391

※埼玉県水防計画(R3-4-34)より

(4) 報道機関への避難情報発令勧告等の連絡

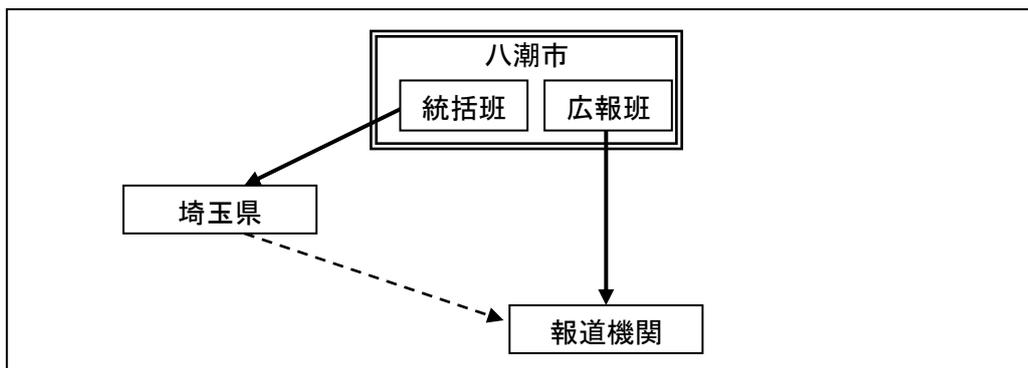
市長が避難情報勧告等を発令した場合、又は他の機関からその旨の通知を受けた場合、市民への迅速な伝達を図るため、広報班は、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

① 伝達ルート

原則として、市からテレビ、ラジオ等の報道機関及び県を通じて報道機関へ情報の伝達ルートを確認する。また、情報を伝達する場合は、報道機関及び県に対し、同時に伝達する。

なお、報道機関への連絡は広報班が、県への連絡は、統括班が行う。

□報道機関への避難情報発令勧告等の連絡伝達ルート



資料 2.53 報道機関への情報提供・連絡先

② 伝達手段

伝達手段は、以下に示すとおりである。

□伝達手段

- 避難情報勧告等の発令をファクスで情報提供を行う
- Eメールを併用して、情報伝達の確実性を図る。ただし、ファクスで伝達できない場合は、Eメールで情報伝達したことを電話で伝える
- 極めて緊急を要する場合、又は、災害時の状況によりテレビ、ラジオ等の報道機関へのファクスでの伝達が難しい場合は、電話で連絡するとともに、速やかにファクスで同一情報を提供する

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることが出来る(災害対策基本法第63条)。

また、次表に示す場合においては、市長以外の者が指示を発令する。

□市長以外の者が行う警戒区域の設定の要件

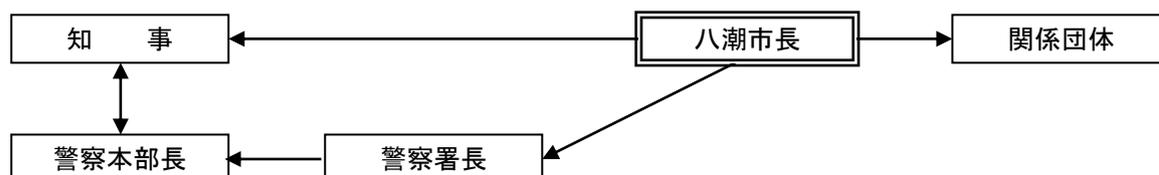
発令者	警戒区域を設定する要件等	根拠法規
知事	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
警察官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないとき、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとる	水防法第21条

5 関係機関相互の通知・連絡

市長が避難情報を発令~~避難のための立ち退きを勧告又は指示し、又は警戒区域を設定したとき、若しくは、屋内での退避等の安全確保措置を指示したとき~~は、統括班を窓口として以下に示す要領に従い関係機関に通知・連絡を行う。

伝達に際しては、チェックリストを使い伝達手段、伝達先に漏れがないか確認する。

資料 第9号様式 避難情報勧告等の伝達先・伝達手段チェックリスト



□連絡先

埼玉県危機管理防災部 消防 消防防災課	048-830-8151
埼玉県警察本部	048-832-0110(代表)

6 避難情報発令勧告等、~~屋内への退避等の安全確保措置又は警戒区域設定の助言~~

市長は、避難情報勧告等を発令~~し、又は警戒区域を設定しようとする場合、屋内への退避等の安全確保措置を指示し、あるいは、警戒区域を設定しようとする場合~~、必要があると認める場合は、知事又は指定行政機関に対し、助言を求めることができる。

7 避難情報勧告等の解除

市長は、当該市民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるとき、十分に安全性の確認に努めた上で避難情報勧告等を解除する。市民及び関係機関への伝達・報告は、発令時と同様に行う。

第3 指定避難所の開設・運営

災害の被害を受けて避難しなければならない者の保護を図るため、速やかに指定避難所を開設し、避難者を収容する。

また、大規模災害時には、他都道府県から多数の避難者の受け入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

3.1 指定避難所の開設【避難所班、要配慮者支援班、応急危険度判定班、施設管理者】

1 避難所開設の基準

市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、指定避難所の全部又は一部の開設を決定する。

必要に応じて、避難~~情報準備・高齢者等避難開始~~の発令にあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、避難所班及び指定避難所となる施設管理者は、災害発生への不安により、当該地域の市民からの要請があった場合は、市長からの指示がなくとも指定避難所を開設し、その旨を統括班に報告する。

市長は、大規模災害時に他都道府県から多数の避難者を受け入れる場合、指定避難所の全部又は一部を開設する。

2 避難施設

指定避難所として使用する場所については、あらかじめ指定している施設を使用することを原則とする。

3 指定避難所の開設実施者

指定避難所の開設は避難所開設職員が行う。同職員は指定された避難所に参集し、避難所の開設に当たって、小中学校及び高等学校等の施設管理者と協力して行う。

避難所班や施設管理者がすぐに指定避難所に到着できない場合を想定し、あらかじめ地域の代表者等と施設の解錠について検討する。

資料 2.14 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧
資料 2.15 避難所等位置図

4 開設手順

指定避難所の開設手順を以下に示す。

□避難所開設手順

- ①指定避難所の被災状況を応急危険度判定士が確認し、指定避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移る(ただし、応急危険度判定士による確認ができない場合は、施設管理者の判断で施設の安全性の可否を決定する)

3.2 指定避難所の運営【避難所班、要配慮者支援班、物資班、医療対策班、環境衛生班、統括班、施設管理者】

避難所班は、避難所開設管理・運営マニュアルに基づき、指定避難所の開設及び初期段階の運営を行うものとするが、避難所運営の長期化が見込まれる場合、徐々に自主防災組織等住民自治組織による運営に移行できるよう、組織体制の確立に努める。

1 居住チームの編成

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、指定避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うために居住チームの編成に努める。編成する際は、以下の点に留意する。

また、居住チームごとに代表者を選任し、以後の情報連絡等の窓口となるようにする。

□居住チーム編成の留意点

- 世帯と地域を単位とし、居住チームを編成する
- 血縁関係や居住地域を考慮する
- 地域内に居住していない避難者については年齢や性別を考慮し、編成する
- 支援が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上、家族と別離することがないよう居住チームを編成する
- 居住チームの目安は、施設の規模により適宜決める

2 部屋割り

避難所班は、自主防災組織等の協力を得ながら、各居住チームが施設内のどの部分を指定避難所として利用するかを決定する。なお、避難所班は、要配慮者支援班と連携し、福祉避難所と入居状況について調整を図りながら、支援が必要な要配慮者を優先して、部屋割りを行う。

3 避難者名簿の作成

名簿の作成は、指定避難所の開設者が、避難者に氏名・人数等の聞き取り調査を行い記入する。名簿は、居住チーム別に整理する。各地区防災拠点の指定避難所の担当者は、地区内の名簿を収集し、情報班へ報告する。

資料 第10号様式 避難者名簿用紙

4 通信手段の確保

避難所班は、指定避難所の開設や運営状況などを本部に報告するための通信連絡手段の確保に努める。

5 運営組織の設置

指定避難所の運営は、避難者自身による住民自治組織を中心として行うため、居住チームの代表者を中心とした運営組織を設置する。また、指定避難所の運営は、女性への配慮が必要なため、運営組織に、複数の女性を参加させるように努める。

なお、自主的な避難所運営が円滑に行われるよう、避難者自身が周知・啓発や働きかけを行う。

第3 ライフライン事業者との協力体制の確立

災害時におけるライフラインの途絶は、応急活動、救助・救援、市民の被災生活、さらに、途絶が長期化した場合には、生活復興や産業復興に大きな支障を与えることとなり、その社会的影響は甚大である。そのため、統括班は、各ライフライン事業者と密に連絡を取り合い、迅速かつ確かな復旧に努める。

3.1 市の役割【情報班、統括班、広報班】

1 ライフライン被災情報の収集

災害が発生した場合、情報班は、次のライフライン事業者に対し被害情報を問合せる。

□ライフライン事業者連絡先

事業者	住所	連絡先
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	川口市南鳩ヶ谷 7-4-6	048-638-5016
東京ガス(株)	埼玉支社 東部支店 さいたま市南区沼影 1-20-1 武蔵浦和大栄ビル 203 東京都江東区猿江 2-15-5	048-862-8651 03-3633-4993
	東京お客様センター 東京都新宿区西新宿 2-7-1	0570-002211
東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店	さいたま市浦和区常盤 5-8-17 さいたま新常盤ビル 6F	048-626-6623
首都圏新都市鉄道(株) (つくばエクスプレス)八潮駅	大瀬 6-5-1	048-995-7222

2 ライフラインの復旧要請

災害によりライフラインの機能が停止した場合、統括班は、各ライフライン事業者に対し応急復旧を要請する。特に、次の防災拠点に関しては、優先的な復旧を要請する。

資料 1.23 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書(埼玉県電気工事工業組合)

- ① 病院
- ② 社会福祉施設
- ③ 指定避難所(小中学校等)
- ④ 災害対策本部
- ⑤ 草加八潮消防組合
- ⑥ その他防災上重要と思われる施設

3 災害時の広報

広報班は、関係機関と連絡協調を図り、ライフライン施設の被害状況、復旧の状況等を、市民に広報する。

7 被災者等への的確な情報伝達活動【広報班、要配慮者支援班】

(1) 被災者等への的確な情報伝達活動

広報班は、次の情報について、掲示板、広報車、広報紙等によるほか、報道機関の協力を得て、適切かつ迅速に広報を行う。また、要配慮者支援班と協力して、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行う。

- ① 大規模火災の状況
- ② 安否情報
- ③ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ④ 医療機関などの情報
- ⑤ 各機関が講じている対策に関する情報
- ⑥ 交通規制の状況
- ⑦ 飛び火への警戒

(2) 市民への的確な情報の伝達

広報班は市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 市民への避難誘導等

火勢が消防力を上回り、延焼拡大のおそれがあると判断した場合には、市長は、[避難情報避難勧告等](#)を発令することができるよう、草加八潮消防組合との情報伝達・共有体制を確保し、火災の状況を的確に把握する。

(4) 関係者等からの問合せに対する対応

広報班は必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5 サリン等による人身被害対策計画

本計画は、市内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ強力に応急対策活動が実施できるよう関係機関との連携体制、職員の動員体制を整備する。

1 応急体制【統括班、草加八潮消防組合】

(1) 活動体制

統括班は、市域に人身被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、県地域防災計画、市地域防災計画等に基づき、県、近隣市区町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

(2) 応急措置

① 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速かつ確実な原因解明に努め、速やかに応急措置を実施する。

② 情報収集

統括班は、人身被害が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市で既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

③ 救出、救助

草加八潮消防組合は、県及び関係機関と連携し、救出、救助活動にあたる。

2 避難誘導【草加八潮消防組合、避難所班、要配慮者支援班】

市長、草加警察等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の**勧告**指示を行う。

(1) 事業者等の対応

事業者等は、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 消防機関の対応

草加八潮消防組合は、事業者、警察機関と協力し、人身被害に関わる建築物、車両、船舶その他の場所にいる住民等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 被害現場周辺の住民の避難

避難所班、要配慮者支援班は、被害現場周辺の避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する措置を施し、安全性が確保された後搬送する。

6 退避・避難収容活動など【統括班、要配慮者支援班、避難所班、広報班】

(1) 退避・避難等の基本方針

統括班は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、あるいは核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、屋内退避又は避難勧告又は避難指示(緊急)の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

□屋内退避、避難等の措置についての指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量(予測線量当量) (mSv:ミリシーベルト)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域(警戒区域)を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

※核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」(原子力安全委員会)において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

第1 鉄道事故対策

本計画は、市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

第2 活動体制

市は、市域において鉄道事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画等の定めるところにより、県、近隣市区町及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

第3 応急措置

1 情報収集【統括班】

統括班は、市域において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県、草加警察、草加八潮消防組合に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 避難誘導【統括班、草加八潮消防組合】

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危機が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

(1) 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 消防機関の対応

草加八潮消防組合は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、避難の**勧告又は**指示を行う。

3 救出、救助【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、救出・救助活動にあたるとともに、協力者の動員を行う。
また、鉄道災害は、特殊な救助資機材を必要とするため、事前に資機材を整備する。

第1 航空機事故対策

本計画は、市域において、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2 活動体制

市は、市域において、航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画等の定めるところにより、県、近隣市区町、指定地方行政機関等の協力を得て、応急対策の実施に努める。

第3 応急措置

1 情報収集【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、市域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関して市が既に実施した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

2 避難誘導【草加八潮消防組合、避難所班、要配慮者支援班】

(1) 消防関係機関の対応

草加八潮消防組合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、避難の勧告又は指示を行う。

(3) 乗客等の避難

草加八潮消防組合は、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

3 救出、救助【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、協力者の動員を行い、救出、救助活動にあたる。

4 消火活動【草加八潮消防組合】

航空機が市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されることから、草加八潮消防組合は、人命救助、救出活動を最優先として消火活動を実施する。

④ 地区防災計画の位置付けについて

地区防災計画を作成した柳之宮自主防災組織から災害対策基本法第42条の2第1項の規定に基づき、八潮市防災会議に対して、市防災計画に地区防災計画を定める提案書の提出がありました。

同条第3項の規定により、「市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めなければならない」とあります。

このことから、市防災計画に「柳之宮地区 地区防災計画」を定めるものです。
なお、この内容については、震災対策編及び風水害対策編を同様に位置付けます。

令和3年11月1日

八潮市防災会議会長

八潮市長 大山 忍 様

柳之宮自主防災組織

会長 狩野 稔



地区防災計画提案書

このことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、八潮市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称 「柳之宮地区 地区防災計画」

2 提案者

自主防災組織名	代表者氏名	代表者住所	代表者連絡先 (電話番号等)
柳之宮 自主防災組織	狩野 稔	八潮市大字 柳之宮 99 番地	048-996-1468

3 添付書類

・「柳之宮地区 地区防災計画（素案）」

第10節 市民の災害対応力の向上



第4 自主防犯組織の育成及び強化

統括班は、自主防犯組織の育成・強化を図り、各地域における防犯活動を促進し、犯罪の抑止に努める。

第5 地区防災計画の作成

市は、防災協働共同社会の実現に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画作成を推進していく。

5.1 市民等による地区防災計画の作成【市民、自主防災組織、事業所等】

市民、自主防災組織、事業所等は、当該地区における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に基づき、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難体制の構築など、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができる。

5.2 地区防災計画の提案手続【統括班】

市防災会議は、同法第42条第3項及び第42条の2に基づき、市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、市民、自主防災組織、事業所等が作成する地区防災計画を市地域防災計画に定める。

5.3 地区防災計画

市防災計画に定める地区防災計画は、以下のとおり。

地区防災計画一覧

計画名称	防災会議認定日
柳之宮地区 地区防災計画	令和 年 月 日

柳之宮地区 地区防災計画



柳之宮自主防災組織

目次

0. はじめに	1
1) 地区防災計画とは	1
2) 基本的な考え方	1
1. 柳之宮地区について	2
1) 対象範囲	2
2) 地区の特性	3
3) 想定される災害	4
4) 防災マップ	6
2. 自主防災活動時の活動体制	7
1) 防災活動の班構成と体制	7
2) 各班の活動内容	8
3. 災害時の活動	9
1) 水害編	9
2) 震災編	16
4. 平常時の活動	23
1) 各家庭で取り組むこと（自助）	23
2) 当地区で協力し合って取り組むこと（共助）	23
5. 今後の活動に向けた課題と方向性	27
1) 体制や運営等に関して	27
2) 水害に関する活動に関して	28
3) 震災に関する活動に関して	28
6. 資料編	29
7. 様式集	43

0. はじめに

1) 地区防災計画とは

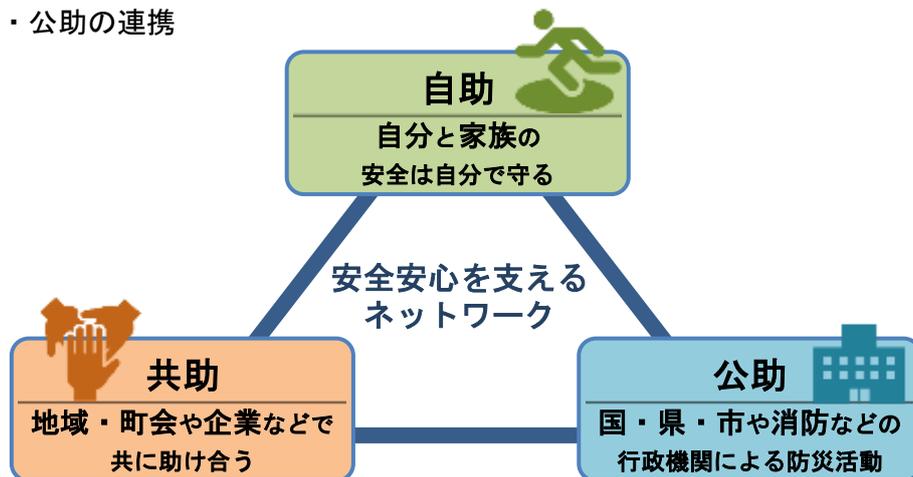
阪神・淡路大震災、東日本大震災、関東・東北豪雨など、過去の大規模広域災害時には、自助、共助及び公助がかみ合わないと災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

そのため、市町村の行政機能が麻痺（「公助の限界」）するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要です（自助）。その上で、地域コミュニティでの相互の助け合い等が重要になってきます（共助）。

「地区防災計画」とは、一定の地区に住む住民等が行う自発的な防災活動等について策定する計画です。自分たちの地域の人命・財産を守るために、主に共助（助け合い）について定めた計画のことをいいます。

柳之宮地区では、地域の防災力を高めて、その結果、平常時・災害時等を通して、地域コミュニティを維持・活性化していくため、「柳之宮地区地区防災計画」を作成し、実践していきます。

■自助・共助・公助の連携



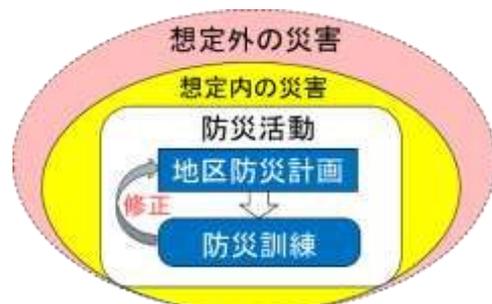
2) 基本的な考え方

本計画は、当地区の特性やこれまでの災害履歴等を踏まえ想定される被害リスクを前提に、災害時の安否確認や避難後の生活など望ましい防災活動についてまとめています。

しかし近年は、既存の想定を超える災害が世界各地でおきています。災害時活動については、本計画で定めた活動内容を基本としつつも、計画内容にとらわれすぎず、想定外の被害リスクにも臨機応変に対応していく必要があります。

また、日ごろから本計画に基づく防災訓練等を重ね、当地区の実態を踏まえた計画に修正していきます。

■基本的な考え方

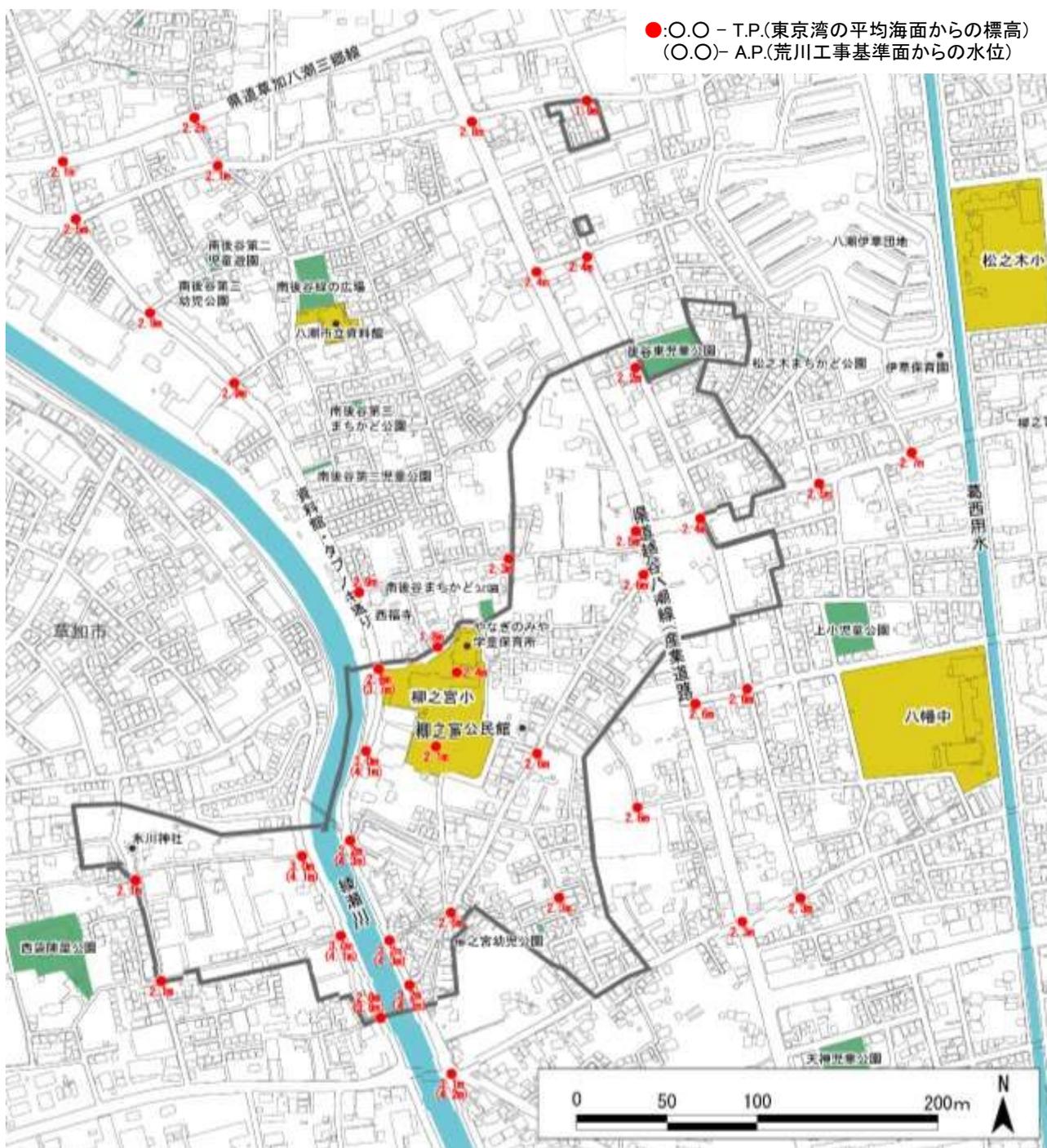


1. 柳之宮地区について

1) 対象範囲

「柳之宮地区地区防災計画」は、柳之宮町会を構成する以下の範囲（八潮市大字柳之宮及び緑町四～五丁目の一部）を対象地区として定めた計画ですが、柳之宮町会の区域には飛び地があり、防災活動は近隣町会と手を取り合って取り組むことが必要になるため、対象範囲は柳之宮町会の区域を含む一帯とします。

■柳之宮地区



2) 地区の特性

①自然特性

- 柳之宮地区は、八潮市の西端に位置しています。
- 地区の中央には、産業道路が南北に縦断しています。また地区の西には綾瀬川が流れています。
- 地区の標高は約 1.8~3.2mで、綾瀬川以西、柳之宮小学校東側、産業道路以東で低い土地が多くなっています。(前ページ参照)

②社会特性 ※「柳之宮」は、大字の範囲を示す。

- 柳之宮は、人口約 1,300 人、470 世帯で構成されています。
- 柳之宮の後期高齢者割合は 8.5%と市全体で比べるとやや低い傾向にありますが、緑町四・五丁目は 9.4%と市全体と比べても高い傾向にあります。
- 柳之宮の外国人人口割合は 1.4%と市全体で比べると低い傾向にありますが、緑町四・五丁目は 4.0%と市全体と比べても高い傾向にあります。
- 柳之宮の持ち家率は約 59%と市全体で比べるとやや低い傾向にありますが、緑町四・五丁目は約 62%と市全体と比べてやや高い傾向にあります。

■柳之宮地区の人口・世帯 (出典：平成 27 年国勢調査)

項目	柳之宮地区		八潮市
	柳之宮	緑町四・五丁目※	
人口	1,255 人	2,718 人	86,717 人
世帯	470 世帯	1,088 世帯	35,763 世帯
後期高齢者人口	107 人	256 人	7,870 人
後期高齢者割合	8.5%	9.4%	9.1%
外国人人口比率	1.4%	4.0%	2.7%
持ち家率	58.5%	61.7%	60.2%

※緑町四～五丁目の合計値を掲載。柳之宮地区は、緑町四～五丁目の一部のみ。

柳之宮地区における最近の災害履歴

■2015 年 9 月 10 日 台風 17、18 号：柳之宮地区に「避難勧告」が発令

■2019 年 10 月 12 日 台風 19 号：柳之宮地区に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令
(綾瀬川の様子)



平常時



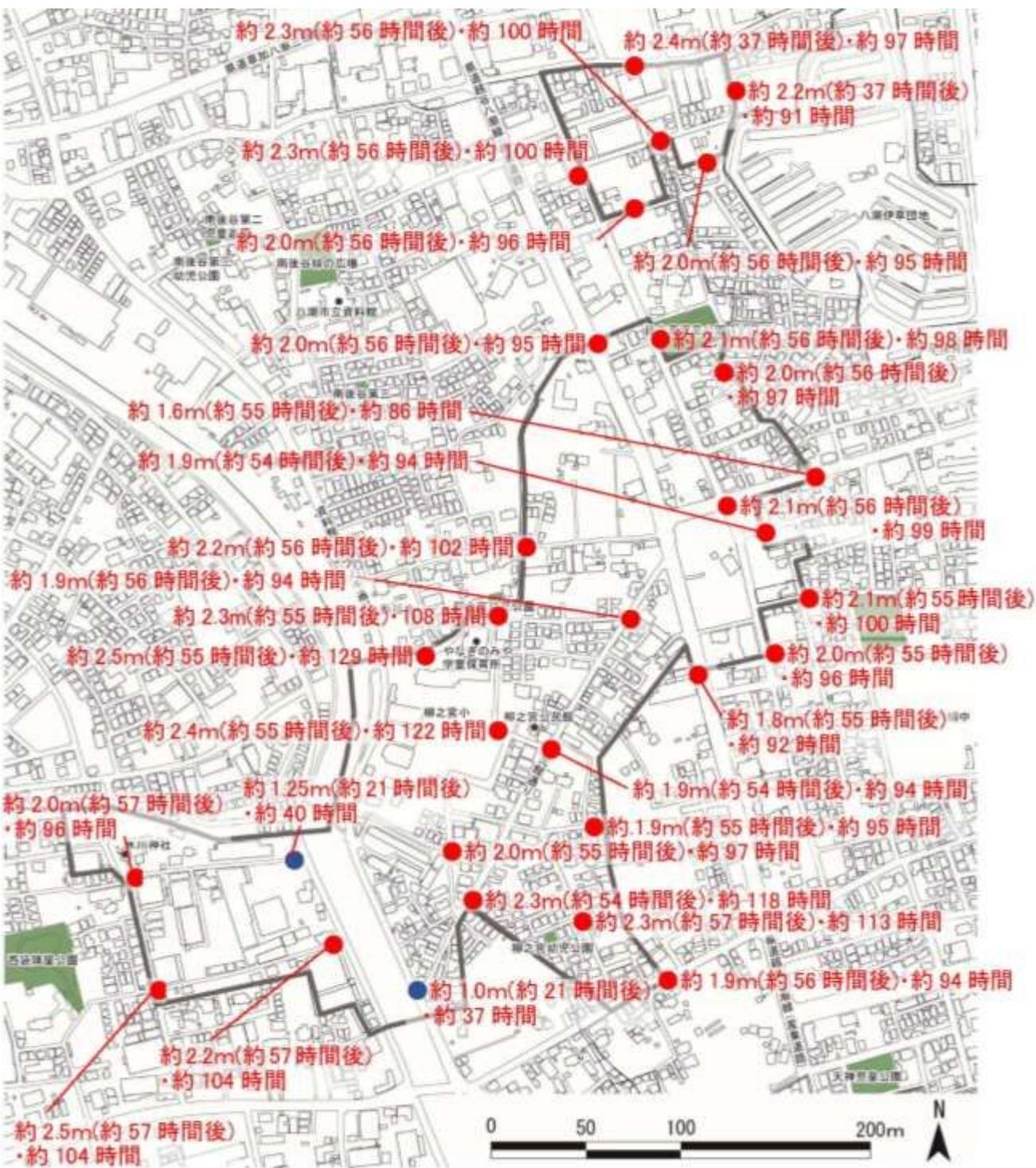
2019 年 10 月 12 日：台風 19 号
21 時 08 分の綾瀬川水位

3) 想定される災害

①水害（洪水）の想定

■最大浸水のシミュレーション

●：利根川（加須市）で破堤 ●：荒川（足立区）で破堤
 ●：最大浸水深（破堤してから約○時間後）・0.5mの浸水が続く時間
 ※浸水開始時間：利根川は破堤から約19～22時間後、荒川は破堤から約10時間後



(出典：国土交通省「地点別浸水深シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」)

②地震の危険度

建物の被害とそれに伴う人的被害は、市の中でも多いとは言えないものの、**液状化危険度が高い**ため、**インフラに被害を受ける可能性が高い**ことが想定されます。

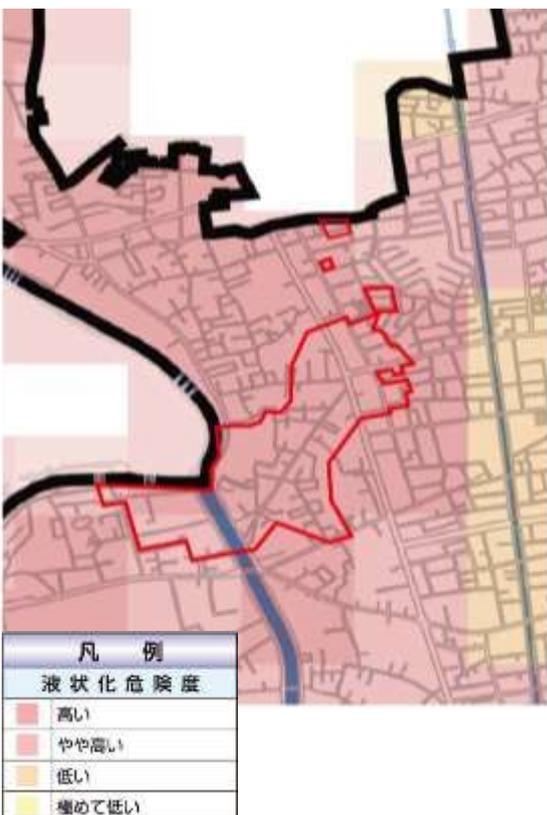
■揺れやすさ：概ね震度6弱～6強



■建物倒壊危険度：全壊率概ね2.5～5.0%



■液状化危険度：やや高い～高い



ポイント

ハザードマップを活用してみよう！

災害に備えるためには、地域のことをよく知ることが大切です。ハザードマップを活用し、地域の特性を把握しましょう。



(出典：八潮市洪水地震ハザードマップ)

4) 防災マップ

①防災マップとは 参照>>30 ページ 6. 資料編「防災マップ」

防災マップは、災害が起きた際、地域で危険となり得る箇所や資源をとなる箇所をまとめたものです。当地区では、まち歩きや話し合いで気付いた点を踏まえて、水害編と震災編の2つを作成しています。

■まち歩きの様子



■防災マップの検討の様子



②防災マップの定期的な更新

地域の状況は日々変化をしています。防災マップは、定期的に見直し作業を行うことで、地域の実態に基づく内容としていきます。

■防災マップの見直しの方法

防災マップの見直しにあたっては、まち歩きを実施すると有効です。子どもから高齢者まで幅広い世代が集まってまち歩きをすることで、様々な視点から危険箇所や資源を見つけることができます。

【防災マップ見直しの視点の例】

- 避難ルート（水害・震災）の検証
- 自宅や避難所以外の一時的避難場所になり得る場所の検討
- 避難の支障となるもの・ことの確認
(倒壊の恐れのあるブロック塀、電柱、老木、浸水時に歩きにくい道路、蓋掛け水路など)

2. 自主防災活動時の活動体制

1) 防災活動の班構成と体制

①災害発生直後からの動き

柳之宮地区では、大規模な災害が発生した時、各自の身の安全が確保出来たら、町会長と役員を中心に情報収集を行い、市の動きなどを踏まえて町会長が必要と判断した時に「柳之宮自主防災組織本部」を設置し、住民同士が協力しあって安否確認や避難生活支援等の活動に取り組みます。

■本部の立ち上げのイメージ



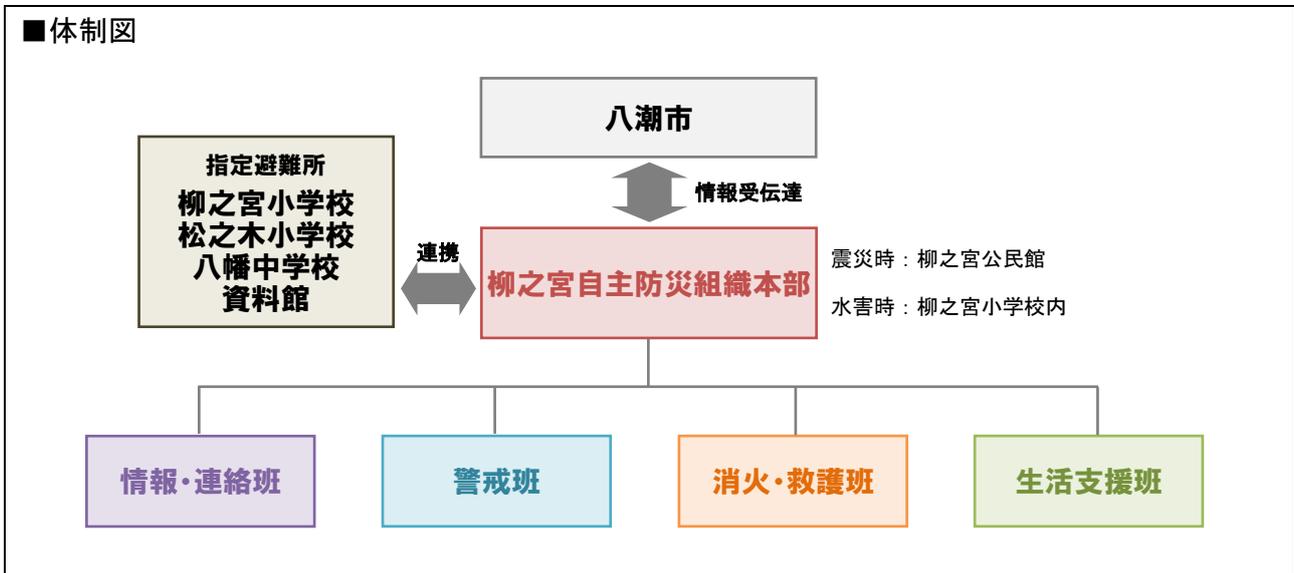
②活動体制

防災活動の班は、日頃の町会の部会活動を踏まえ、5つの班で構成します。

■町会部会と防災活動班の関係

町会	自主防災組織
町会長、副町会長、会計幹事	本部
監事、総務部	情報・連絡班
福祉育成部、隣組	警戒班
厚生部	消火・救護班
環境整備部、管理部	生活支援班

■体制図



2) 各班の活動内容

■各班の活動内容

班	活動内容
本部	<ul style="list-style-type: none"> ○町会の初期対応全般を指揮 ○市等の関係機関等との連絡 ○町会の人員の把握及び会計
情報・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、伝達及び幹事 ○安否確認
警戒班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への誘導 ○避難所及び町会内の巡回、警備
消火・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○防火、初期消火 ○人命救助支援
生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所内で町会が使える活動空間や生活空間の確認、確保 ○テント設営 ○野外トイレの構築 ○食糧、水の確保 ○炊き出し ○物資の配布

1. 柳之宮地区
について

2. 自主防災活動時
の活動体制

3. 災害時の活動

4. 平常時の活動

5. 今後の活動に
向けた課題と方向性

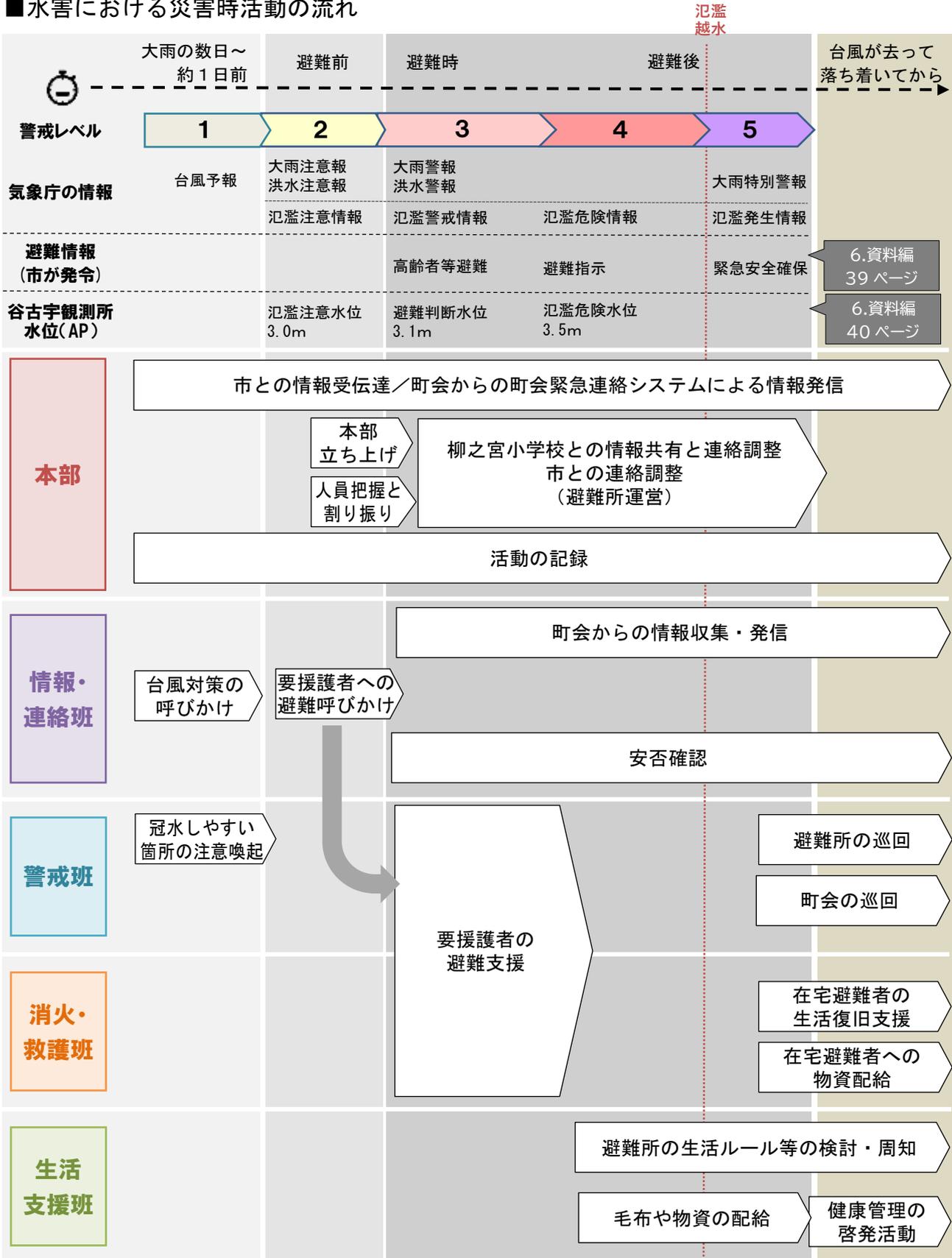
6. 資料編

7. 様式集

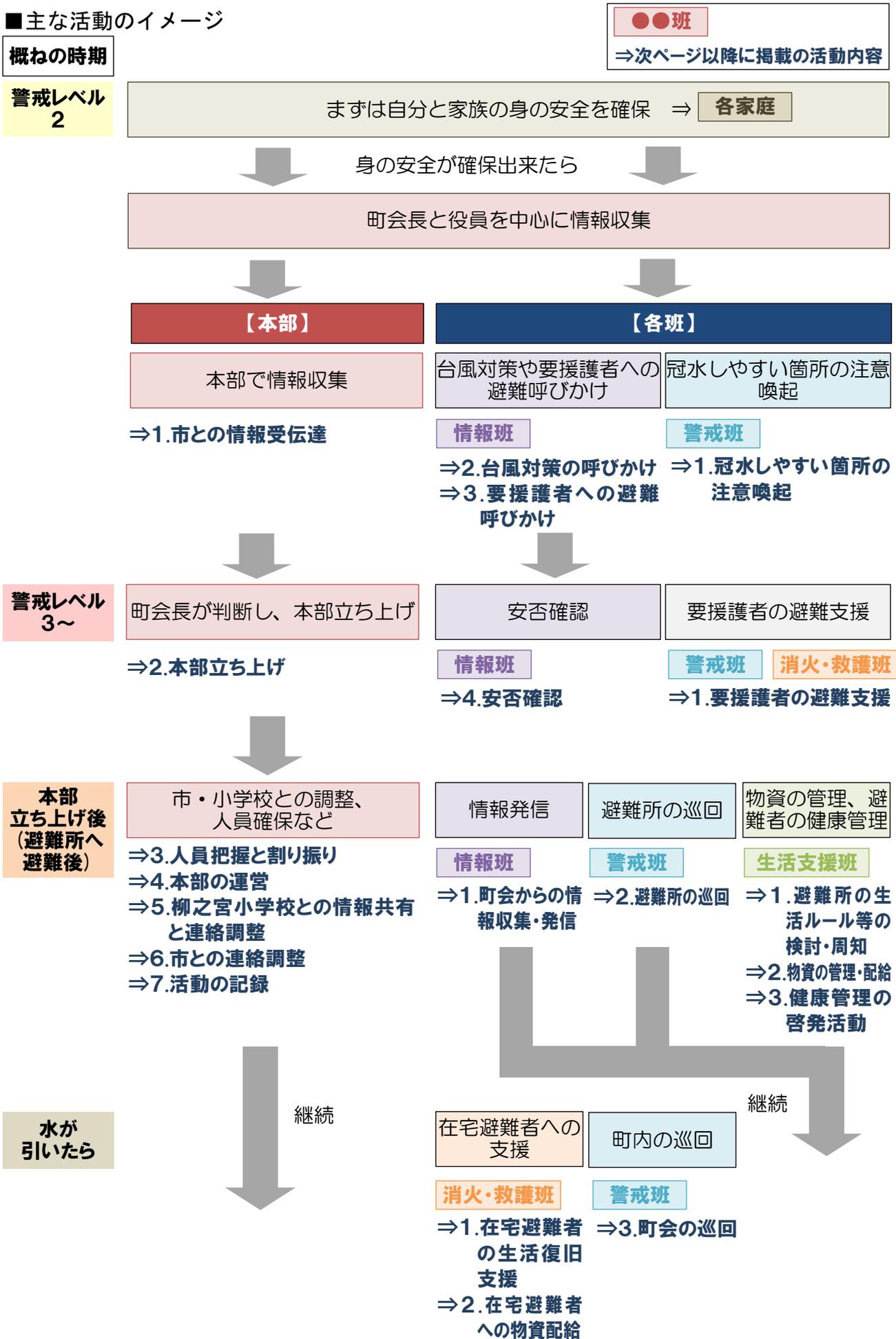
3. 災害時の活動

1) 水害編

■水害における災害時活動の流れ



■主な活動のイメージ



- 1. 柳之宮地区について
- 2. 自主防災活動時の活動体制
- 3. 災害時の活動【水害編】
- 4. 平常時の活動
- 5. 今後の活動に向けた課題と方向性
- 6. 資料編
- 7. 様式集

本部

1. 市との情報受伝達／町会からの町会緊急連絡システムによる情報発信

- 町会長は、市と地区の被災状況や市の災害情報について、適宜、情報の受伝達を行う。
- 町会長は市からの入手した災害情報について、町会緊急連絡システム（SMSメール一斉送信）を活用して住民へ情報発信を行う。
- 町会緊急連絡システム運用マニュアルは役員で共有する。

■配信のタイミング

- 高齢者等避難【警戒レベル3】
 - 避難指示【警戒レベル4】
 - 避難所の開設
 - 本部の開設
 - 活動人員の募集・参集
 - 災害発生情報
 - 避難物資情報
- ※上記のタイミングにかかわらず、地区の状況に応じ、本部の判断で適宜配信する。

2. 本部立ち上げ

参照>>7ページ「1)防災活動の班構成と体制」

- 大規模な台風が接近してきたら、町会長と役員を中心にLINEグループ等を活用し、情報収集（例：綾瀬川などの河川水位、市内道路の冠水状況、町内の要援護者や子どもだけ在宅の家庭などの状況）を行う。
- 避難所や市の動きなどを踏まえて町会長が必要と判断した時に「柳之宮自主防災組織本部」を設置することとし、町会長は役員にその旨を連絡する。
- 本部立ち上げにあたっては、安全に十分に気を付けながら行う。

■本部場所

- 柳之宮小学校
- ※小学校内の使用可能教室等は、学校職員と相談し指定された場所を使用するものとする。

■本部の立ち上げにあたって参考とする動き

- 市が災害対策本部を設置
- 避難所の開設

3. 人員把握と割り振り

- 町会長と役員を中心とした各班の必要人数、責任者及び担当の振り分けをあらかじめ決めておくが、不在の場合は、その場にいる人で責任者、担当を振り分ける。

4. 本部の運営

- 町会緊急連絡システム等を活用し、本部開設、本部の役割及び人員募集等について周知する。
- 自分の身の安全が確保できている住民に住民協力者として協力してもらい、皆で助け合う。

参照>>45 ページ 7. 様式集「住民協力者受付票」

- 翌日の運営については、毎日決まった時間に本部が判断する。

5. 柳之宮小学校との情報共有と連絡調整

- 市からの情報等を把握し、情報・連絡班とともに学校職員との連絡調整を行う。

6. 市との連絡調整

- 柳之宮小学校の災害時用公衆電話設置を確認する。
- 一般の電話が通じない場合、避難所に配備されている無線機又は災害時用公衆電話で市と連絡をとる。
- 安否確認状況や道路や橋、建物等の地区内の被害状況を分かる範囲で報告する。
- 各班から挙げられる必要な物資をとりまとめて提供を要請する。

■市へ情報伝達すべき事項（例）

- 地区内の被害状況
- 避難所の開設・閉鎖時間
- 避難者数

7. 活動の記録

- 今後の活動の参考として、自主防災組織での活動内容の記録（日誌、写真等）を残しておく。

情報・連絡班

1. 町会からの情報収集・発信

- 避難所の決められた場所に情報掲示板を配置する。
- 各班や各家庭からの被害情報を取りまとめ、記録する。
- 市等からの案内すべき情報は、模造紙や紙に記載し掲示する。
- 掲示する情報には、情報の発信元及び発信時間を記入する。
- 掲示した情報は、目の不自由な人等にも情報を提供するため、読み上げによる周知も行う。
- 定期的に古くなった情報の整理を行い、正確な情報を確実に伝えるようにする。

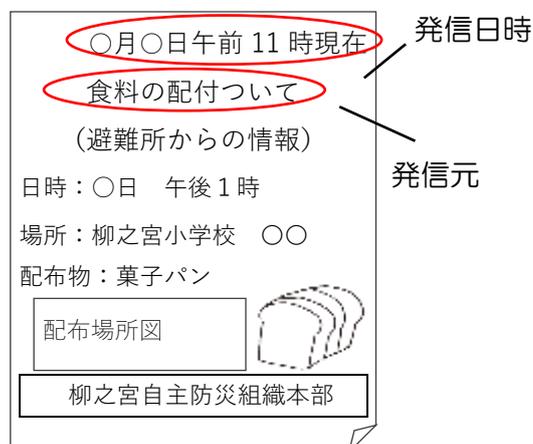
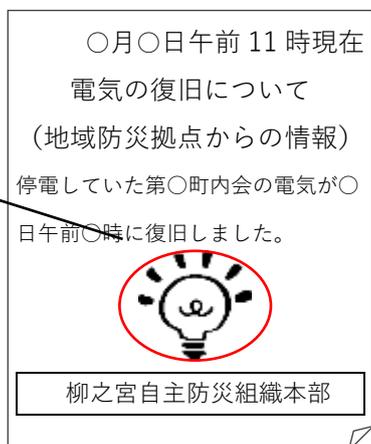
■情報発信すべき内容の例

- 水害・被害状況に関する情報
- ライフライン、公共交通機関に関する情報
- 救援物資に関する情報
- 医療機関等に関する情報

- 炊き出し実施時間の情報
- ボランティア等の支援に関する情報
- その他被災生活の支援に関する情報

■ 掲示物による情報伝達の例

一目で誰もが何のニュースであるか理解できるようにイラストなどを加えるとよい



2. 台風対策の呼びかけ

□台風予報が出たら、地域に事前の対策に関する呼びかけを行う。

3. 要援護者への避難呼びかけ

□警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報）になり、今後さらに雨風が強くなることが予想される場合は、SMS等による案内や要援護者の自宅を周り、避難所または2階以上への避難準備の声掛けを行う。

□ひとりで避難が困難な要援護者に対しては、警戒班／消火・救護班に要援護者の避難支援を要請する。

4. 安否確認

□地域に大規模な浸水が発生した場合など、状況に応じて本部の指示により、安否確認を実施する。

□組単位で協力しながら安否確認を行った上、本部へ報告をする流れを基本とする。

参照>>24 ページ「④安否確認方法の検討」

警戒班

消火・救護班

1. 要援護者の避難支援

- 情報・連絡班より要請のあった要援護者（高齢者、昼間の子どものみ在宅家庭等）の避難支援を行う。
- 支援は、必ず2人以上で行う。
- 要援護者の避難は、早めの避難を心掛ける。
- 足の不自由な人などの避難は、車による避難を行う。
- 在宅避難が可能な場合は、2階への誘導や生活物資の荷揚げを支援する。

警戒班

1. 冠水しやすい箇所の注意喚起

- 冠水しやすい箇所で通行規制の看板を準備している箇所は、台風予報等の情報を踏まえて看板を設置する。

2. 避難所の巡回

- 水が引いても避難所が閉鎖されるまで、避難所内を巡回する。

3. 町会の巡回

- 台風が去り雨風が落ち着いたら、町会を巡回する。
- 避難者が多く発生した場合は、定期的に町会を巡回する。
- 巡回は、必ず2人以上で行う。
- 危険箇所等があった場合は、本部に報告する。
- 住宅などの被害（床上・床下浸水など）があった場合は、本部に報告する。

消火・救護班

1. 在宅避難者の生活復旧支援

- 台風が去り雨風が落ち着いたら、在宅避難をしている要援護者の自宅を訪問し、安否確認をするとともに、生活復旧の支援をする。
- 訪問時に必要な物資がないかを確認する。

2. 在宅避難者への物資配給

- 要援護者などの在宅避難者へは、必要に応じて物資配給を行う。

生活支援班

1. 避難所の生活ルール等の検討・周知

- 避難してきた方と協力し、使用できる場所などの使い方を決め、避難者に周知する。
- 窓口となる担当者に女性も配置するなど、女性特有の相談がしやすい環境を整える。

2. 物資の管理・配給

- あらかじめ備蓄品数量を把握しておく。
- 本部の指定の場所で管理を行う。
- 物資が避難者に対して少ない場合の配給方法などを検討しておく。

3. 健康管理の啓発活動

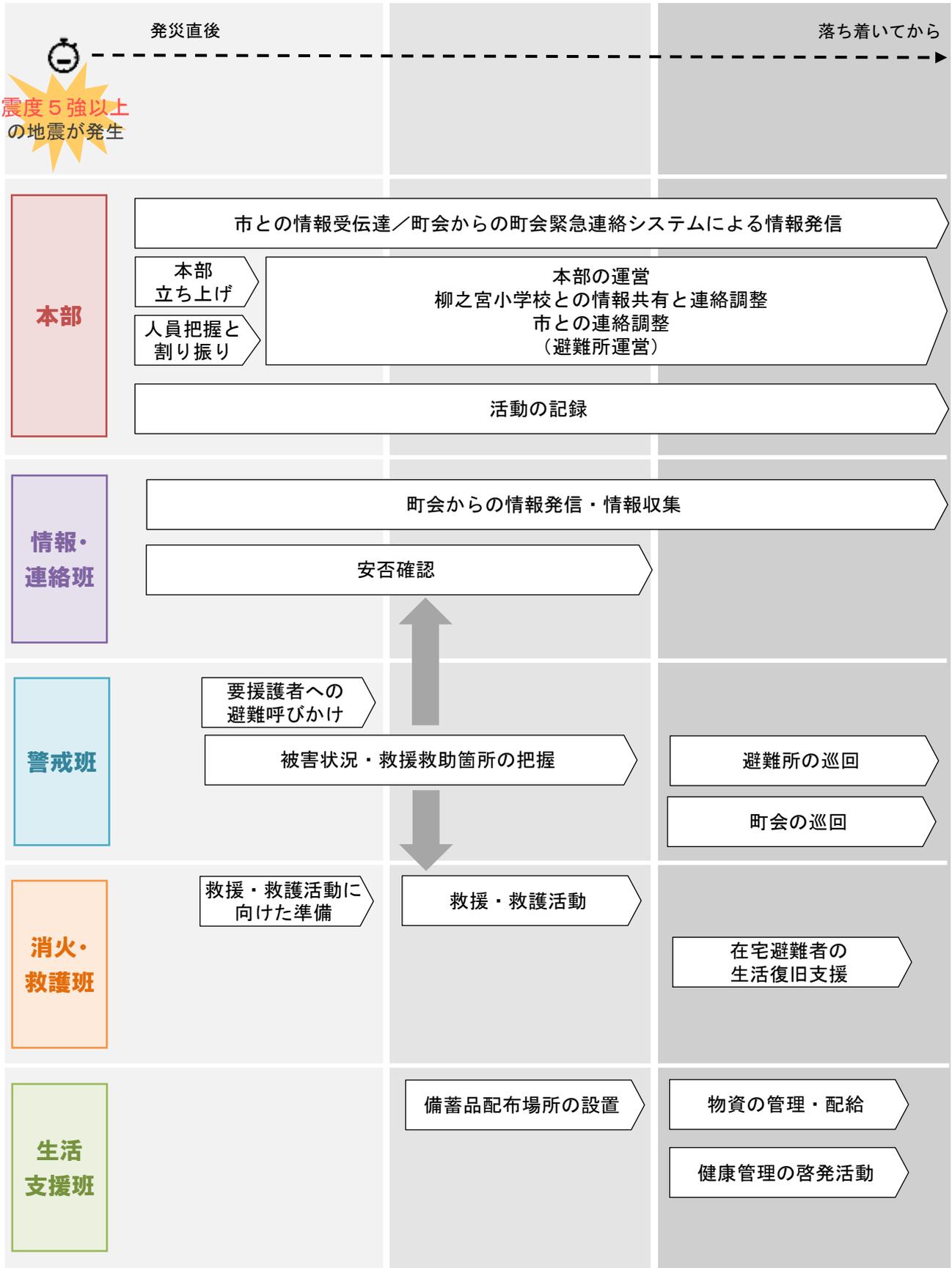
- 避難者の健康管理のため、定期的なストレッチや体操などの開催実施を検討する。

各家庭

- 大雨・台風情報、河川水位、避難情報、避難所開設情報などをテレビのデータ放送などにより情報収集を行う。
- 家族の安否確認を行う。
- 住宅などの被害（床上・床下浸水など）があった場合は、本部に連絡する。
- 避難所に避難する際は、通電火災防止のため、ブレーカーを切る。

2) 震災編

■震災時における災害時活動の流れ

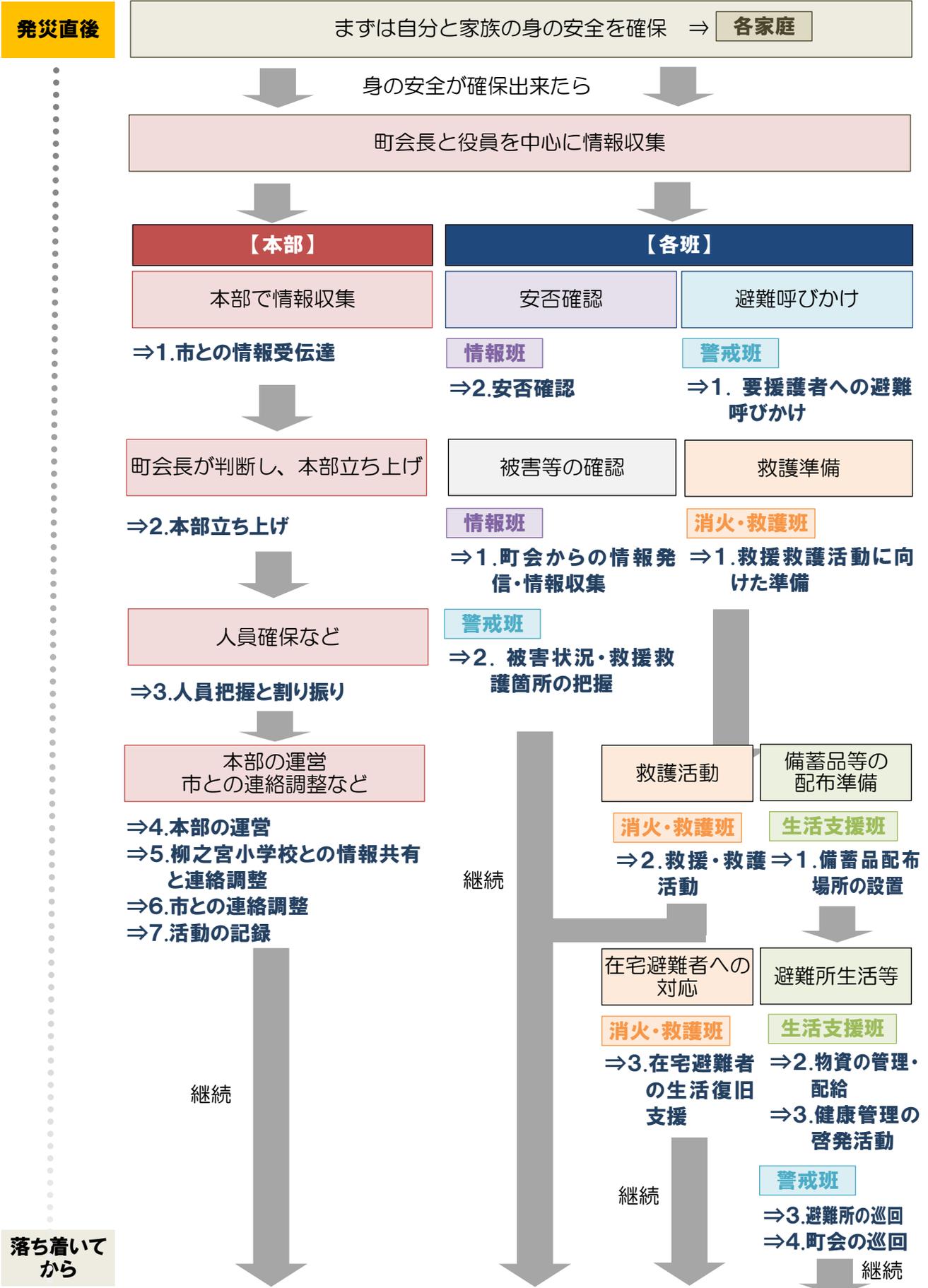


- 1. 柳之宮地区について
- 2. 自主防災活動時の活動体制
- 3. 災害時の活動【震災編】
- 4. 平常時の活動
- 5. 今後の活動に向けた課題と方向性
- 6. 資料編
- 7. 様式集

■主な活動のイメージ

概ねの時期

●●班
⇒次ページ以降に掲載の活動内容



本部

1. 市との情報受伝達／町会からの町会緊急連絡システムによる情報発信

- 町会長は、市からの入手した災害情報について、町会緊急連絡システム（SMSメール一斉送信）を活用して住民へ情報発信を行う。
- 町会緊急連絡システム運用マニュアルは、役員で共有する。

■配信のタイミング

- 震度5強以上の地震発生時
 - 本部の開設
 - 避難所の開設
 - 活動人員の募集・参集
 - 災害発生情報
 - 避難物資情報
- ※上記のタイミングにかかわらず、地区の状況に応じ、本部の判断で適宜配信する。

2. 本部立ち上げ

- 震度5強以上の地震が発生したら、町会長と役員を中心に LINE グループ等を活用し、情報収集（例：建物や電柱等の倒壊状況、火災の発生状況、町内の要援護者や子どもだけ在宅の家庭などの状況）を行う。
- 町会長が必要と判断した時に「柳之宮自主防災組織本部」を設置することとし、町会長は役員にその旨を連絡する。
- 本部の立ち上げにあたっては、火災や余震等に十分気を付けながら活動を行う。
- 次ページの配置図に従い、本部の設営をする。

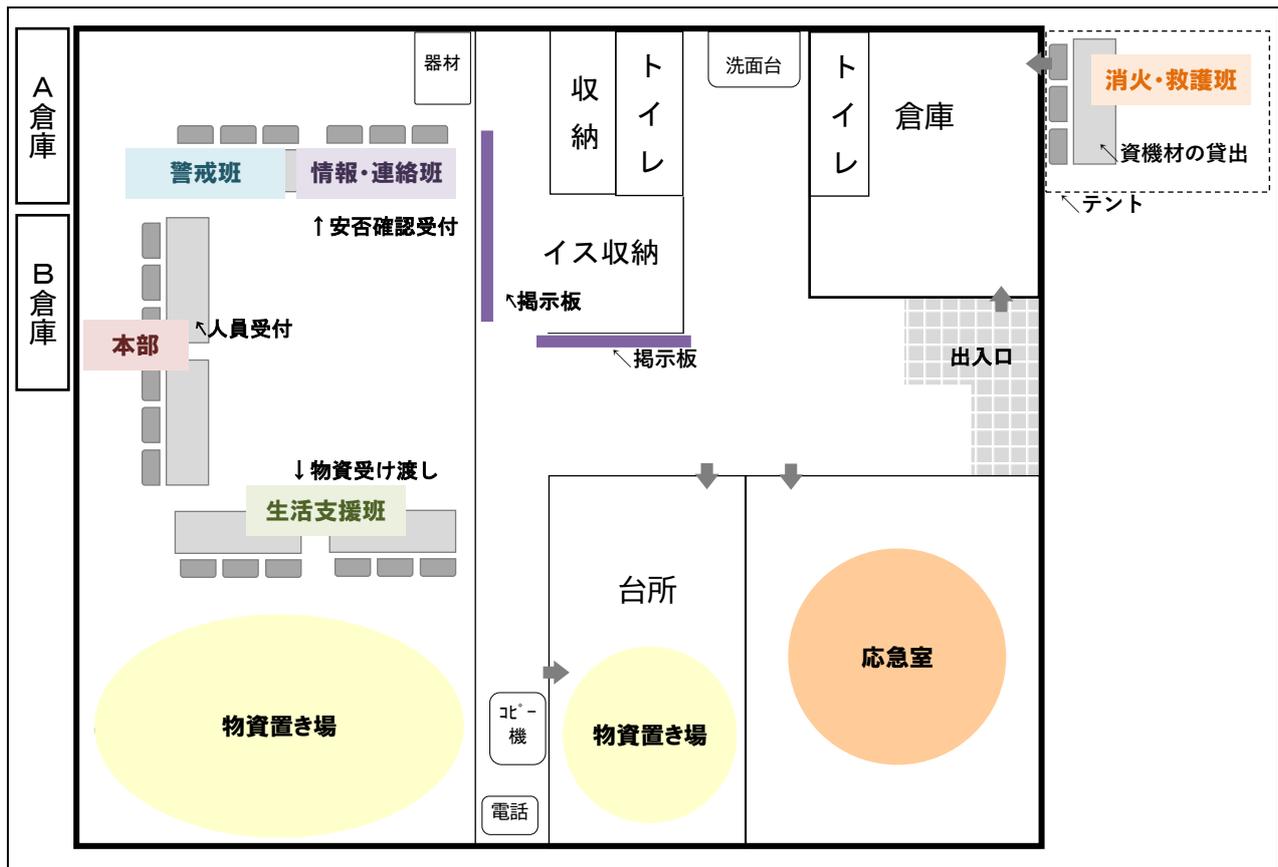
■本部場所

- 柳之宮公民館

■本部の立ち上げにあたって参考とする動き

- 震度5強以上の地震が発生したら

■本部レイアウト：柳之宮公民館



3. 人員把握と割り振り

□町会長と役員を中心とした各班の必要人数、責任者及び担当の振り分けをあらかじめ決めておくが、不在の場合は、その場にいる人で責任者、担当を振り分ける。

4. 本部の運営

□町会緊急連絡システム等を活用し、本部開設、本部の役割及び人員募集等について周知する。
 □自分の身の安全が確保できている住民に住民協力者として協力してもらい、皆で助け合う。

参照>>45 ページ 7. 様式集「住民協力者受付票」

□公民館では、原則、避難者を受け入れないため、避難に来た人へは避難所に誘導する。
 □翌日の運営については、毎日決まった時間に本部が判断する。

5. 柳之宮小学校との情報共有と連絡調整

□市からの情報等を把握し、情報・連絡班とともに学校職員との連絡調整を行う。

6. 市との連絡調整

□柳之宮小学校の災害時用公衆電話設置を確認する。
 □一般の電話が通じない場合、避難所に配備されている無線機又は災害時用公衆電話で市と連絡をとる。
 □安否確認状況や道路や橋、建物等の地区内の被害状況を分かる範囲で報告する。
 □各班から挙げられる必要な物資をとりまとめて提供を要請する。

■市へ情報伝達すべき事項（例）

- 地区内の被害状況
- 避難所の開設・閉鎖時間
- 避難者数

7. 活動の記録

今後の活動の参考として、自主防災組織での活動内容の記録（日誌、写真等）を残しておく。

情報・連絡班

1. 町会からの情報発信・情報収集

- 避難所の決められた場所に情報掲示板を配置する。
- 各班や各家庭からの被害情報を取りまとめ、記録する。
- 市等からの案内すべき情報は、模造紙や紙に記載し掲示する。
- 市等から得た情報内容を模造紙や紙などに記入する。
- 掲示する情報には、情報の発信元及び発信時間を記入する。
- 掲示した情報は、目の不自由な人等にも情報を提供するため、読み上げによる周知も行う。
- 定期的に古くなった情報の整理を行い、正確な情報を確実に伝えるようにする。

■情報発信すべき内容の例

- 被害状況に関する情報
- ライフライン、公共交通機関に関する情報
- ボランティア等の支援に関する情報
- 救援物資に関する情報
- 医療機関等に関する情報
- 炊き出し実施時間の情報
- その他被災生活の支援に関する情報

2. 安否確認

- 大地震が発生した場合など、状況に応じて本部の指示により、安否確認を実施する。
- 組単位で協力しながら安否確認を行った上、本部へ報告をする流れを基本とする。

参照>>24 ページ「④安否確認方法の検討」

警戒班

1. 要援護者への避難呼びかけ

- 要援護者の自宅を周り、安否の確認を行うとともに、必要に応じて避難の呼びかけを行う。
- 避難援助を行う場合は、必ず2人以上で行う。

2. 被害状況・救援救助箇所の把握

参照>>44 ページ 7. 様式集「柳之宮地区白地図」

- 白地図等を活用し、被害状況や救援救助箇所を記録する。

3. 避難所の巡回

- 定期的に避難所内を巡回する。

4. 町会の巡回

- 定期的に町会を巡回する。
- 巡回は、必ず2人以上で行う。
- 危険箇所等があった場合は、本部に報告する。

消火・救護班

1. 救援・救護活動に向けた準備

- 防災倉庫から救援救護に必要な防災資機材を搬出し、作業点検を行う。
- 防災資機材を利用する者は、責任者へどこで使用するかを報告し、責任者は各資機材の所在を把握しておく。
- 持ち出した資機材は、救援救護が終わったら本部へ返却する。

2. 救援・救護活動

- 警戒班からの被災状況等の情報をもとに、救援救護の優先順位を判断する。
- 消火・救護班及び住民協力者で救援隊（1隊概ね10人程度）を編成する。
- 救援隊での救出が困難と判断した場合は、無理に救援をしようとせず、本部に連絡し、消防救急の要請を行う。

3. 在宅避難者の生活復旧支援

- 在宅避難をしている要援護者宅を訪問し、安否確認をするとともに、生活復旧の支援をする。
- 訪問時に必要な物資がないかを確認する。

生活支援班

1. 備蓄品配布場所と設置

□公民館内倉庫等、多くの人の出入りがしやすい場所に備蓄品の配布場所の設営を行う。

2. 物資の管理・配給

□あらかじめ 備蓄品数量を把握しておく。

□本部の指定の場所で管理を行う。

□物資が避難者に対して少ない場合の配給方法などを検討しておく。

3. 健康管理の啓発活動

□避難者の健康管理のため、定期的なストレッチや体操などの開催実施を検討する。

各家庭

□家族の安否確認を行う。

□組長と協力して、安否確認及び住宅などの被害確認を行う。

□住宅などの被害（半壊・全壊など）があった場合は、本部に連絡する。

□火が出たら家庭用消火器などで素早い消火を行う。またお隣ご近所に大声で知らせ、助けを求め
る。

□避難所に避難する際は、通電火災防止のため、ブレーカーを切る。

4. 平常時の活動

1) 各家庭で取り組むこと（自助）

1. 自宅や家の周りの安全確認及び対策

- 家具、冷蔵庫、テレビなどの転倒防止対策を行う。
- ガラス飛散防止、消火器の設置、建物やブロック塀の耐震性の確認などを行う。
- 水や食料を最低3日分、できれば7日分を備蓄しておく。
- 災害時の消火や生活用水として、お風呂には水をはっておく。また、いざという時に備えバケツを用意しておく。
- 自分の家から火事を出さないよう心掛ける。
- 地震発生後は、通電火災防止のため、停電でも必ずブレーカーを切る。
- 非常時の連絡方法は家族内であらかじめ複数決めておく。（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版の体験など）
- 市ホームページ、やしお840メールサービス及びテレビNHKのデータ放送など災害時の情報収集手段の確認を行う。

参照>>37ページ 6. 資料編「災害時の情報収集手段」

38ページ 6. 資料編「やしお840メール配信サービス」

2. 地域活動への参加

- 町会行事などに参加して、隣近所同士で顔が見えるお付き合いをするように心がける。

2) 当地区で協力し合って取り組むこと（共助）

1. 災害時の活動に向けた具体的な検討

①体制づくり

- 町会長と役員を中心とした各班の必要人数、責任者及び担当の振り分けを決めておく。
- 防災訓練や地域のイベント等で、災害時の住民協力者の周知を行い、災害時の活動人員の募集を行う。

参照>>46ページ 7. 様式編「地区内協力者登録カード」



ポイント

地域住民ひとりひとりの力を活かし、災害時を乗り越えよう！

地域での災害時活動は、一人一人の相互援助が不可欠です。地域に住んでいる皆さんが持つ様々な能力を事前に把握しておくことで、スムーズな災害時活動が可能となります。

情報・連絡班…無線通信の経験者、民生委員または経験者 など

消火・救護班…消防職員・消防団の経験者、医師・看護師または経験者、
救急医療の知識が豊富 など

生活支援班…食品衛生士または経験者、山岳・キャンプ経験が豊富 など

②避難所（学校）との連携方法の確認

- 学校の避難所の部屋割り、避難スペースの割り振りを確認しておく。
- 学校の資機材の使用方法を確認する。
- 学校に保管している市の備蓄品を確認する。
- 災害時用公衆電話の使用方法を確認する。

③市との連携方法の確認

- 毎年、町会長をはじめとする役員は、市に緊急連絡先を伝えておく。
- 避難所に配備される市との連絡用無線機の使用方法・ルールを確認しておく。

④安否確認方法の検討

- 安否確認の方法や手順を検討する。

■安否確認方法の検討に当たっての基本的な考え方

【基本的な考え方】

- 組単位で協力しながら安否確認を行った上、本部へ報告をする流れを基本とする。
 例) 組長が中心となり、組全体での安否確認を行う。
 組長が不在の時も、組の人同士で協力し合う体制を検討する。

【安否確認方法の例】

水害	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 氾濫越水前は、要援護者の避難呼びかけの状況を中心にとりまとめ、本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 氾濫越水後は、水が引いて安全な区域から避難所に避難しなかった方に声掛けを行う。 <input type="checkbox"/> 報告する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援が必要な場合は人員を要請 ・住宅などの浸水被害（床上、床下浸水など）、道路冠水の報告 ・必要な物資のニーズ
地震	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 八潮市で震度5強以上の地震が発生したときは、組長は居住者全員と協力して、安否確認を行い、本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 報告する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・救出が必要な場合は、人員の要請 ・住宅などの被害（全壊、半壊）の報告 ・必要な物資のニーズ

2. 防災訓練等の実施

①防災訓練（毎年、秋頃に実施）

訓練を通して各班の役割を確認し、計画を見直していく。訓練の実施にあたっては、消防署・消防団に協力を依頼して実効性の高い訓練とし、継続して実施していく。

■防災訓練の例

班体制	防災訓練の例
本部	防災マップ見直し訓練 本部運営訓練 地区防災計画の勉強会（内容の確認、周知） 避難所運営訓練（柳之宮小学校や周辺町会と連携）
情報・連絡班	安否確認訓練 情報伝達訓練（市と連携）
警戒班	要援護者の避難誘導訓練
消火・救護班	救援・救護訓練 備蓄資機材の取扱い訓練 初期消火訓練 町内の点検
生活支援班	炊き出し訓練 仮設トイレの組み立て訓練



ポイント

楽しい企画で多くの人に参加してもらおう！

防災訓練は、地域のお祭りやイベントと合同開催したり、防災クイズ等のゲームなどを用意することで、多世代の方が参加しやすい工夫をしましょう。

②備蓄品の確認

- 水、食料など賞味期限の確認と入替え
- 資機材の動作確認
- 資機材の使用方法的習得

③本部運営に当たっての準備

- 白地図の用意（A3サイズ等の他、掲示用の大判サイズもあると良い）
- パソコン、プリンターの用意
- 避難者名簿（集計表）の作成

2. 地域への自助啓発活動

①防災マップや防災チラシ等の配布

各家庭に対し、防災マップを配布するとともに、各家庭で行うべき防災活動に関するチラシ等を作成、配布する。

②マイタイムラインの周知

参照>>41 ページ 6. 資料編「マイタイムライン参考資料」

マイタイムラインの作成を通して、一人ひとりの防災意識向上を図る。

③防災に関する各種制度や補助の周知

各家庭で行うべき取組み（耐震化、家具固定など）に関する市の補助制度等の周知を行う。

3. 計画の見直し

防災訓練や実際の災害時にうまくいかなかったことなどは、その解決策を検討し、繰り返し改善していくことが大切です。

定期的にこの計画を確認する機会を設け、必要に応じて修正・追加を行います。

4. 年間活動計画の検討

次年度の活動計画を立てることで、計画的に防災活動に取り組んでいきます。

■年間活動スケジュールのイメージ

活動内容	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
防災訓練の実施		訓練の準備・周知	防災訓練 ● 訓練のふりかえり	
地域への自助啓発活動	回覧、facebookでの情報発信			
計画の見直し				計画の見直し
その他				次年度の活動計画

5. 今後の活動に向けた課題と方向性

1) 体制や運営等に関して

検討課題	課題	方向性	地区防災計画
1. 指定避難所（柳之宮小学校等）との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営について具体的な検討がされていない（部屋割り等）。 ・ 柳之宮小学校は、柳之宮町会以外の複数の町会が対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳之宮小学校及び関係町会と避難所運営に関して検討 	2. 自主防災活動時の活動体制 3. 災害時の活動
2. 隣接町会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地区は、産業道路や綾瀬川で分断されている。 ・ 柳之宮小学校以外の避難所に避難する住民も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接町会との連携（情報共有等） 	2. 自主防災活動時の活動体制
3. 地区内の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の避難所に分散することが考えられるため、安否確認等で混乱を招くことが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内での連絡体制のあり方の検討 	2. 自主防災活動時の活動体制
4. 災害時要援護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者について、自主登録のみで全体を把握できていない。 ・ 災害時要援護者の具体的な支援方策が未検討である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の把握 ・ 災害時要援護者への具体的な支援内容の検討 	3. 災害時の活動
5. ペットの避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの避難場所等についての検討がされていない。 ・ ペットの避難に関する要望が多くあがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットの避難場所確保や、避難場所運営のあり方（ルール等）の検討 	3. 災害時の活動
6. 人的ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の活動に関しての人手が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民協力者として人材の把握（職業や得意なことの把握） 	2. 自主防災活動時の活動体制
7. 防災関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練で専門家の指導を受けたり、各班の具体的な活動を深めるための助言が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署や消防団、警察等との連携 	3. 災害時の活動 4. 平常時の活動

検討課題	課題	方向性	地区防災計画
8. 協力書の確認と事業所との情報共有	・台風時に避難しようとした時に、事業所担当者に協力書の引き継ぎがされていなかった	・毎年1回、協力書の内容を確認する打合せを行い、運用方法等を検討・情報共有	4. 平常時の活動

2) 水害に関する活動に関して

検討課題	課題	方向性	地区防災計画
1. 高い建物の所有者等との避難協定に関する検討	・本地区は、2階以下の戸建て住宅が多くを占めている ・家や避難所以外でも3階以上の建物への一時避難できると良い	・3階以上の建物所有者との避難協定の検討 ・防犯面等を考慮すると、外階段がある建物等に依頼をするのが望ましい。	4. 平常時の活動
2. 安否確認	・安否確認の具体的な方法が検討されていない	・組単位による安否確認方法の検討	3. 災害時の活動【水害編】 _情報・連絡班

3) 震災に関する活動に関して

検討課題	課題	方向性	地区防災計画
1. 各班の具体的な活動内容の検討	・各班の具体的な活動内容が未検討	・優先すべき事項から、具体的な内容を検討	3. 災害時の活動【震災編】
2. 安否確認	・安否確認の具体的な方法が検討されていない	・組単位による安否確認方法の検討	3. 災害時の活動【震災編】 _情報・連絡班
3. 事業所等との資機材支援に関する協定の検討	・地区内には、小さな町工場等が点在している。	・トラック、フォークリフト、ジャッキ等、災害時に活用できる資機材の支援に関する協定の検討	3. 災害時の活動【震災編】 _消火・救護班

6. 資料編

■資料編目次

1. 柳之宮地区 防災マップ	
水害編	30
震災編	31
2. 連絡先一覧	
柳之宮町会役員名簿	32
電話番号一覧表（公民館、関係機関）	33
3. 備蓄	
防災備蓄品リスト	34
4. 協定、覚書	
洪水災害時における緊急一時避難場所に関する協力書（コーワ株式会社）	35
5. 防災関連情報について	
災害時の情報収集手段	37
やしお840メール配信サービス	38
水害の「警戒レベル」	39
河川情報の入手先	40
マイタイムライン参考資料	41
6. 防災訓練の例	
安否確認訓練（例）	42

柳之宮地区防災計画策定の段階で作成した防災マップです。
地区防災計画とは、地域の住民が行う自発的な防災活動等についてまとめた計画です。
柳之宮町会には呼びかけがあり、防災活動は、町会町会と手を取り合って取り組むことが大切です。

柳之宮地区 防災マップ 震災編

命を守る3つの自助

①家具の固定
家具等の背面の見直しや転倒・落下・移動の防止対策を講じ、室内の安全を確保しましょう。
●家具の固定の工夫

②3日以上以上の水・食料の備蓄
災害発生直後は支那物資が届くまで時間がかかることを想定し、最低3日分（できれば1週間分）の水と食料を備えておきましょう。
●水・食料の備蓄の工夫

③災害用伝言サービスの体験利用
災害発生直後は、電話がつながらない状況となるため、家族の安否を確認するには「災害用伝言サービス」を活用することが有効です。日頃から、体験しておきましょう。

自分の命、安全は自分で守るための備えをしよう！

地震発生直後は、町会区域以内にとどまらず、冷静に適切に避難応変に対応し、命を守る行動をしましょう！

凡例

- 柳之宮町会区域
- 避難所
- 公園・広場
- 4m未満の道路や通路
- 4m未満の道路や通路 (高低差あり)
- まち歩きで発見した高いブロック塀
- 地区の中の主要な道
- 一次避難のできそうな広場・駐車場
- まち歩きで発見した消火栓
- 震災時取水拠点
- 町会の防災倉庫
- 公共電話
- 消火器
- まち歩きで発見した空き家

4m未満の道路や通路の例

震災時に交通安全が必要な道の例

当地区の課題と資源

課題 資源

見通しが高い道路がみられ、災害時に交通量が増える場合は注意が必要がある

すれ違いが困難な道路がみられる

車体が倒れた場合に通行が困難になることが予想される道路がみられる

ブロック塀が破損していて倒壊の危険がある場所がみられる

緊急車両が通行する大事な道がみられる

埼玉消防 防災マニュアルブック
「命を守る3つの自助編」より引用
埼玉消防ホームページにて、上記の内容が分かりやすく掲載されています
埼玉消防 イツモ防災

31

■電話番号一覧表（公民館、関係機関）

※事前に記載しておきましょう

区分	名称	電話番号
柳之宮公民館		048-995-4742
避難所	柳之宮小学校	048-995-6091
	松之木小学校	048-996-1377
	八幡小学校	048-996-4042
	八幡中学校	048-997-1027
	八潮市立資料館	048-997-6666
市役所	八潮市役所（代表）	048-996-2111
警察 110	草加警察署	048-943-0110
	八潮中央交番	048-996-3349
消防 119	八潮消防署	048-996-0119
災害伝言ダイヤル		171
防災行政無線テレホンサービス（フリーダイヤル）		0120-840-225

3. 備蓄

■防災備蓄品リスト

柳之宮町会 災害等備蓄品一覧

令和元年9月1日現在

	担当	備蓄品名	数量	購入年月	賞味期限	更新予定	所在	備考	
1. 災害時使用備品等	本部	発電機	1台		—	年 月	北側A倉庫		
		投光器	1器		—	年 月	公民館内倉庫		
		テント	6張		—	年 月	公民館内倉庫	・2間×3間:3張、・2間×1.5間:3張	
		テント用ウエイト	16個		—	年 月	公民館内倉庫	10kg/個	
	情報・連絡班	筆記用具等	一式		—	年 月			
		白地図	一式		—	年 月			
		模造紙	一式		—	年 月			
		画用紙	一式		—	年 月			
		ガムテープ			—	年 月			
	消火・救護班	担架	2台		—	年 月	北側A倉庫		
		スコップ	3本		—	年 月	北側A倉庫		
		バール	2本		—	年 月	北側A倉庫		
		ツルハシ	2本		—	年 月	北側A倉庫		
		三角巾	200枚		—	年 月	北側A倉庫		
		消火用バケツ	20個		—	年 月	北側A倉庫		
		一輪車	1台		—	年 月	北側A倉庫		
		土のう袋	20枚		—	年 月	北側A倉庫		
		防塵マスク	400枚		—	年 月	北側A倉庫		
		リヤカー	1台		—	年 月	公民館内倉庫		
		安全灯(赤・青)	16本		—	年 月	公民館内倉庫		
		救急箱	1個		—	年 月	公民館内倉庫		
	警戒班	防火用ヘルメット	46個		—	年 月	公民館内倉庫		
		懐中電灯	7個		—	年 月	公民館内倉庫		
		防犯チョッキ	20枚		—	年 月	公民館内倉庫		
		帽子	20個		—	年 月	公民館内倉庫		
	生活支援班	お釜	5個		—	年 月	北側A倉庫		
		かまど	5個		—	年 月	北側A倉庫		
ポリタンク		16個		—	年 月	北側A倉庫	18ℓ		
毛布		10枚		—	年 月	北側A倉庫			
薪・新聞紙等		一式		—	年 月	北側A倉庫			
簡易トイレ		400組		—	年 月	北側B倉庫			
2. 災害時食料【賞味期限別】	アルファ米	生活支援班	①白飯	100食	年 月	2020年7月	年 月	北側B倉庫	5kg/箱×2 容器100, 割箸100
			②白飯	200食	年 月	2022年6月	年 月	〃	5kg/箱×4
			③白飯	100食	年 月	2022年6月	年 月	〃	5kg/箱×2
			④白飯	100食	年 月	2022年7月	年 月	〃	5kg/箱×2
			⑤白飯	100食	年 月	2023年7月	年 月	〃	5kg/箱×2
			①五目御飯	50食	年 月	2020年7月	年 月	〃	5kg/箱×1
			②五目御飯	50食	年 月	2023年2月	年 月	〃	5kg/箱×1
			③五目御飯	100食	年 月	2023年7月	年 月	〃	5kg/箱×2
		計	800食						
	カレール	生活支援班	①レトルトカレー	90食	年 月	2021年1月	年 月	北側B倉庫	容器250, スプーン50
			②		年 月		年 月		
			③		年 月		年 月		
	パン	生活支援班	乾パン	500食	年 月	2020年11月	年 月	北側B倉庫	
飲料水	生活支援班	①500ml	240本	年 月	2021年3月	年 月	北側B倉庫	24本/箱×10	
		②500ml	240本	年 月	2022年3月	年 月	〃	24本/箱×10	
		①1.5ℓ	16本	年 月	2020年11月	年 月	公民館台所	8本×2箱	
		②1.5ℓ	48本	年 月	2020年11月	年 月	〃	12本×4箱	

1. 柳之宮地区について

2. 自主防災活動時の活動体制

3. 災害時の活動

4. 平常時の活動

5. 今後の活動に向けた課題と方向性

6. 資料編

7. 様式集

4. 協定、覚書

■洪水災害時における緊急一時避難場所に関する協力書（コーワ株式会社）

洪水災害時における緊急一時避難場所に関する協力書

次のような状況が発生した場合には、コーワ株式会社様の建物を柳之宮町会の住民が緊急一時避難場所（浸水しない避難場所への移動が困難となり、浸水から身を守るために一時的に待避する場所）として利用させていただくことを柳之宮町会より申し入れ、これについて承諾をいただきました。

については、局所的な集中豪雨や台風により、八潮市に避難勧告や種々の気象警報が発表された状況において、緊急一時避難場所として利用させていただきます。

1. 町会内で浸水が始まり、各町会員が自宅にいることに危険を感じた場合
2. 河川の氾濫の危険性が高まり、遠くまで避難することができなくなってしまった場合

※利用させていただく建物、場所及び注意事項等につきましては、別紙のとおりです。

町会内において浸水が収束した場合や身に危険が及ぶ恐れがなくなった場合は、緊急一時避難場所としての使用を終了して、退去いたします。

協力者は、避難してきた住民が、その者の責めにより引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとします。

なお、コーワ株式会社様の建物が洪水災害時に緊急一時避難場所として利用することができることは、柳之宮町会の全世帯に周知させていただきます。

平成29年5月26日

（協力者） 八潮市大字柳之宮45番地
コーワ株式会社
代表取締役社長 高橋 将

（依頼者） 八潮市大字柳之宮99番地
柳之宮町会
会長 狩野 稔

別紙

1 一時避難場所として使用する建物及び場所等

住 所：八潮市大字柳之宮 1 6 番地
建 物：コーワ株式会社 本社ビル
使 用 場 所：4 階フロア
使用可能トイレ：本社ビル 4 階トイレ

※早朝、夜間等

住 所：八潮市大字柳之宮 4 5 番地
建 物：コーワ株式会社（コーワアネックスビル）
使 用 場 所：外階段

2 一時避難場所の避難者受入時間

平日 8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分まで

会社の安全管理上社員が出勤していない平日の早朝、夜間、土曜日、日曜日、
祝日、会社の休日につきましては、避難者の受け入れはできません。

ただし、コーワアネックスビル外階段については、平日の早朝、夜間、土曜
日、日曜日、祝日、会社の休日でも避難可能です。

3 一時避難場所の注意事項

- ・一時避難場所へ避難するときは、柳之宮町会役員からコーワ株式会社へ避難する旨の連絡を入れます。
- ・柳之宮町会役員は、原則避難者が到着次第、コーワ株式会社社員の指示のもとに、避難者の誘導を行います。
- ・会社敷地内では、コーワ株式会社社員の指示に従うことを町会会員に周知します。
- ・一時避難場所として使用する場所以外は、立ち入らないよう町会会員に周知します。
- ・車での避難は、行わないよう町会会員に周知します。
- ・避難者受入時間外における外階段への避難は、十分注意して行うことを町会会員に周知します。

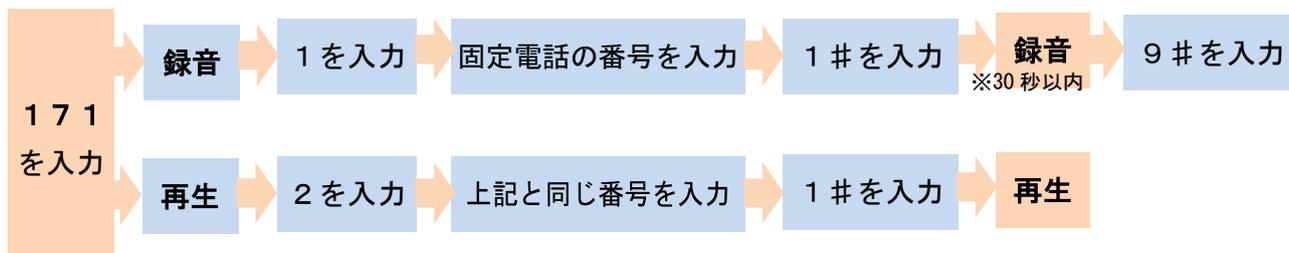
5. 防災関連情報について

■災害時の情報収集手段

大規模災害時、家族の安否や災害情報、交通機関の運行状況などの情報はいち早く入手したいものです。災害時に嘘やデマに惑わされず、テレビ・ラジオの報道や交通機関のホームページなどから正確な情報を得るようにしましょう。

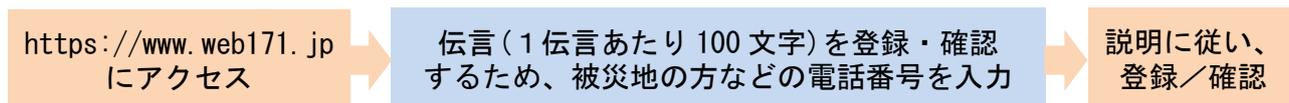
●災害用伝言ダイヤル(171)

固定電話等を使って被災地の方の安否情報を確認する『声の伝言板』です。



●災害用伝言板(web171)

パソコンや携帯電話等を使い被災地の方の安否情報を確認する『web伝言板』です。



災害用伝言板 (web171)

<https://www.web171.jp>



●NHKデータ放送(dボタン)

テレビのリモコンの「dボタン」または「データ」と書かれたボタンを押すことで、24時間いつでも見ることができ必要なときに最新情報をタイムリーに提供するサービスです。

大規模災害時、震度、警報や注意報などの情報を速やかに確認することができる。また、災害情報や避難所情報、交通やライフラインについての情報なども、データ放送画面で一覧としてみることができる。

データ放送の詳しい操作方法等「NHKデータ放送」

<https://www.nhk.or.jp/data/>



やしお840メール配信サービスのご案内

八潮市では、市政情報や緊急情報を携帯電話とパソコンの電子メールへ配信しています。配信を希望する方は、登録手続きをお願いします。

■ 配信内容

- 災害・防犯・防災情報
- 健康・医療情報
- 市政・イベント情報
- 子育て情報

■ メールアドレスの登録方法

〔携帯電話から登録する場合〕

- ・以下の QR コードから登録用のメールアドレスを読み取り、表示されるアドレスへ空メールを送信後、登録手続きを行ってください。



QR コードを読み取り、表示されたメールアドレスへ空メールを送ってください
カメラ機能（バーコードリーダー）がない方は、次のメールアドレスへ空メールを送ってください。
yashio@840mail.jp

〔パソコンから登録する場合〕

- ・やしお840メール配信サービス専用サイト (<http://840mail.jp>) の右側にある「登録窓口」の「新規登録・変更・退会・確認はこちら」をクリックします。 ※専用サイトは、市ホームページからもアクセスできます。
- ・その後、「メール配信サービスに登録する」をクリックし、表示される画面に受信を希望するアドレスを入力し、画面の案内に従って、登録手続きを行ってください。

■ 受信するためには

- ・アドレスの登録は無料ですが、配信の登録・解除およびメールを受信する際の通信料は登録した方の負担となります。
- ・メールを受信するために、必要に応じて、「info@840mail.jp」からのメールを受信できるように迷惑メール設定の解除を行ってください。
- ・登録したアドレスは、メール配信以外には利用しません。

■水害の「警戒レベル」

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全が確保ができません、命が危険な状況、いほいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報 気象庁等の情報	5 相当
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況、この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	※2 極めて危険 非常に危険 高潮 特別警報 高潮 警報 土砂災害 警戒情報 高潮 警報 土砂災害 警戒情報	4 相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、自分の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	警戒 (警報級) 高潮警報に切り替える可能性が高い 大雨警報 洪水警報	3 相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	注意 (注意報級) 高潮 注意報 大雨注意報 洪水注意報	2 相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の可能性)	高潮 注意報 大雨注意報 洪水注意報	

<警戒レベル4までに必ず避難! >

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき
 気象庁において作成

※1 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。
 ※2 「極めて危険」「非常に危険」が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「警戒」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の域の込みに活用することが考えられます。

■河川情報の入手先

●現在の綾瀬川の状況を確認する

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所のホームページでは、綾瀬川の現在の川の状況をライブカメラ画像で見ることができます。

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 ライブカメラ（綾瀬川）
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00539.html>



※10分毎に更新されています。

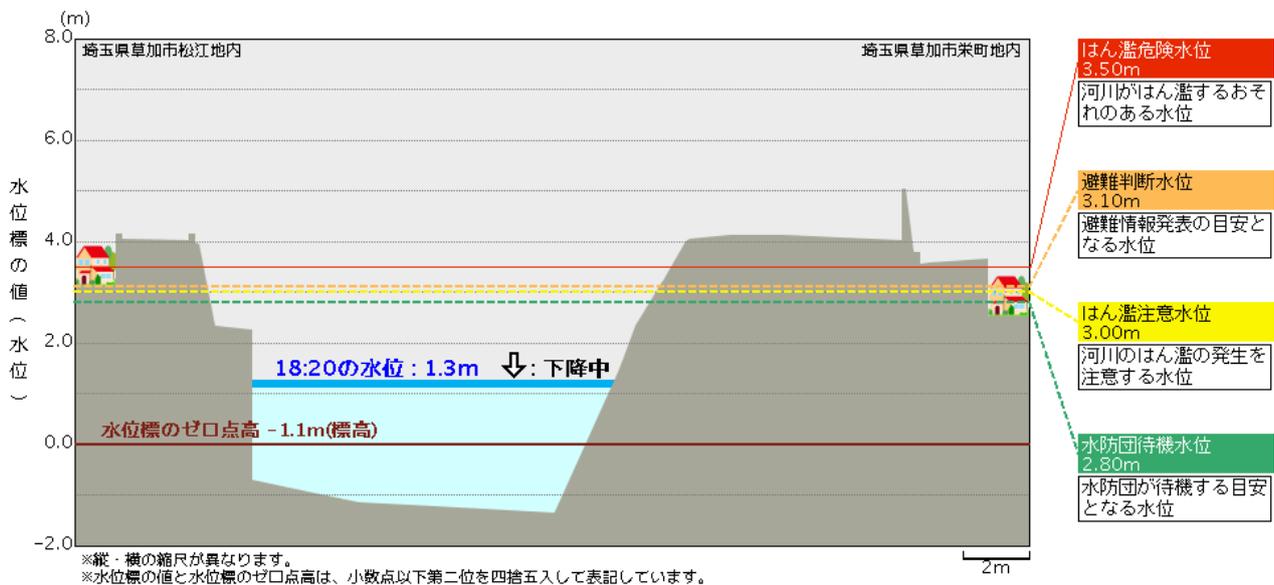
※この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測後、直ちにお知らせする目的で作られています。

そのため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。利用の際にはご注意ください。

●谷古宇水位観測所(綾瀬川)の水位を確認する

国土交通省「川の防災情報」のホームページでは、綾瀬川・谷古宇水位観測所の現在の水位を確認することができます。

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 ライブカメラ（綾瀬川）
<http://www.river.go.jp/kawabou/ipSuiiKobetu.do?obsrvld=2127900400001&gamenId=01-1002&stgGrpKind=crsSect&fldCtlParty=no&fvrt=yes&timeType=6>



1. 柳之宮地区について

2. 自主防災活動時の活動体制

3. 災害時の活動

4. 平常時の活動

5. 今後の活動に向けた課題と方向性

6. 資料編

7. 様式集

■ マイタイムライン参考資料

マイ・タイムライン検討ツール ～逃げキッド～

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00626.htm>



マイ・タイムラインとは…

参考資料

一人ひとりのマイ・タイムライン(イメージ)

	国	市	住民等
3日前			テレビの天気予報を注意。 ハザードマップで避難所を確記！ 非常持出袋の準備 足りない物を買出し！ 川の水位をインターネットで確認
	洪水 予報	避難 準備	おじいちゃんと一緒に 早めの避難開始！
	洪水 予報	避難 勧告	避難所に避難完了
氾濫発生			

マイ・タイムラインの検討の過程で…

- ① リスクを認識できる
 - ・自分の家が浸水してしまう
 - ・避難所まで遠い など
- ② いつ、どうやって逃げるかがわかる
 - ・なにを持っていく？
 - ・いつ逃げる？ 誰と逃げる？
 - ・危険な場所をよけて逃げるには？
- ③ コミュニケーションの輪が広がる
 - ・意見交換することで知り合いになれる
 - ・近所とのつながりが強く、ふとくなる

マイ・タイムラインができると…

- ① 災害時の防災行動チェックリストで対応の漏れを防止
- ② 災害時の判断をサポート

逃げ遅れゼロ

鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 「水防災意識社会」の再構築を目指します。

「逃げキッド」で学べること

💡 川の水が氾濫するまでの一連の流れを理解し、命を守るための準備・行動を考える

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知る！

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考える！

おみどりの「マイ・タイムライン」をつくらせよう！

- ① 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでを知る
- ② 「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでの備えを考える
- ③ マイ・タイムラインを作成

下館河川事務所HPからアクセスできます。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00285.html>

鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 「水防災意識社会」の再構築を目指します。

6. 防災訓練の例

■安否確認訓練（例）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に支援を求めている方には名簿を活用して安否確認を行う。 ・その他の家庭については、家族が無事で救出等の支援が不要な場合黄色いタオル又は布を玄関先に掛けることで安否を確認する。 	
準備品	<p>【実施主体側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者名簿（町会で作成しているもの） ・腕章（組長用）、ベスト（情報・連絡班用、本部用、けが人役用） <p>【各家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黄色いタオルや布 	
訓練の流れ	（事前） ①企画会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の確認 <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程、当日の時間割、役割分担、準備品、周知方法
	②準備品の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒班が持つ名簿の確認 ・組長が持つ状況記録シート ・本部が報告を受けるための整理表 など
	（事前） ②開催の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・開催案内（回覧、チラシ、掲示用ポスター）の作成 ・回覧や掲示板への掲示、子ども会等の関係団体などにチラシを配布。
	（当日） ③訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①警戒班は名簿をもとに、分担して要援護者宅を訪問し、名簿の内容の確認を行う。 ②組長は、組の区域内の家に掛けられている黄色いタオル又は布を確認し、件数をチェックする。また、掛けられていない家については、その場所と居住者氏名を記録する。 ③警戒班、組長は本部に確認できた世帯数、確認できなかった（＝救出が必要）場所と氏名を報告する。 ④本部は、優先順位を判断し（要援護者、子どもの有無などを参考に）、消火・救護班に指示を出す。 ⑤消火・救護班は、防災倉庫にあるバールやタンカになる資機材を持って現場に向かう。 ・現場に怪我人役がいた場合は、タンカで救護所（柳之宮小学校）まで運び、本部に報告する。 ・現場に怪我人がいない場合（＝救助できない設定）、速やかに本部に連絡し、その旨を伝える。本部は消防救急の要請を行う。
	④反省会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の感想、気づいた課題、改善の方向性を出し合う。 ・地区防災計画や訓練シナリオの修正について検討する。 ・地域のみなさんへの報告の方法と内容について検討する。

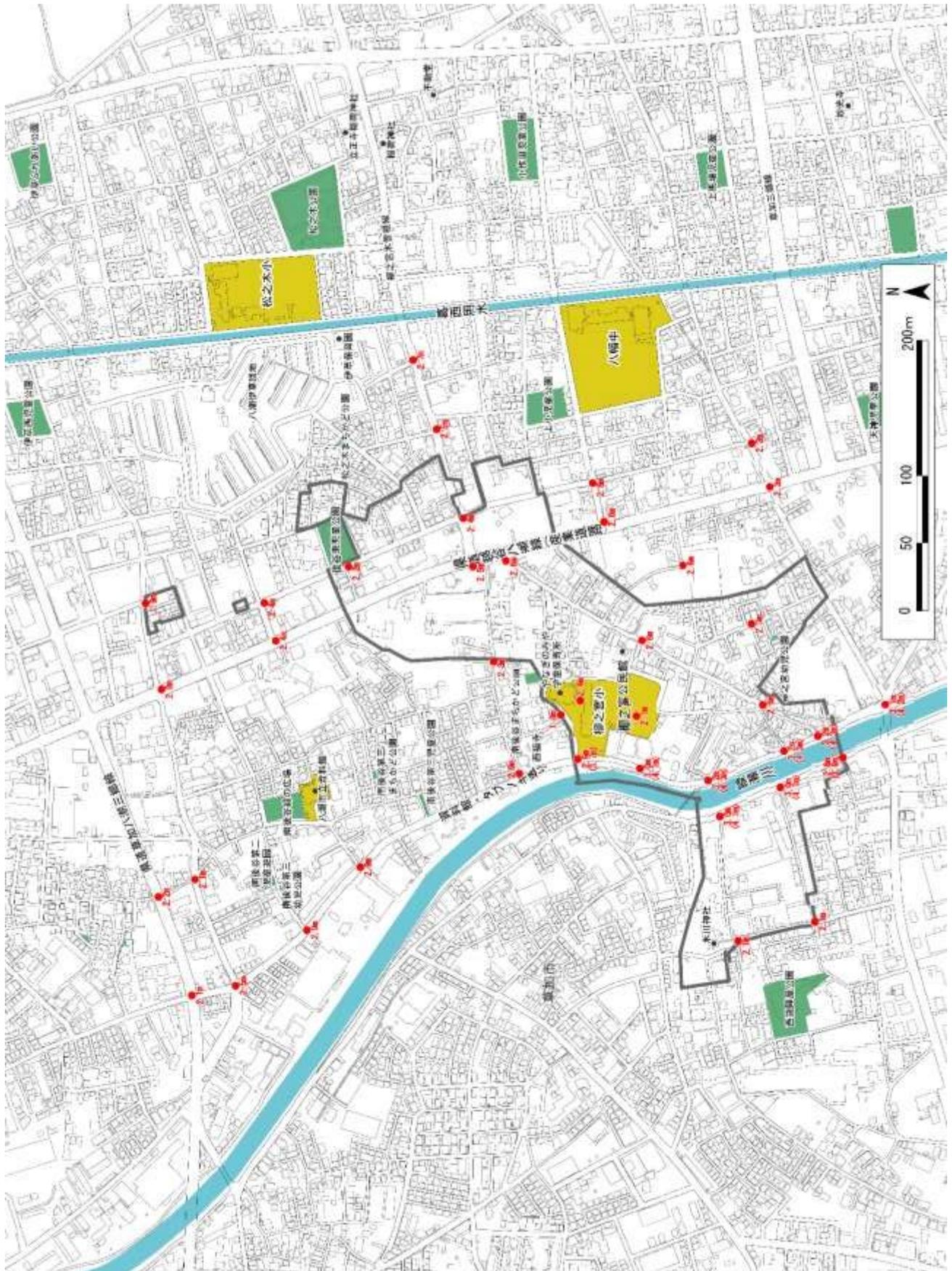
7. 様式集

■様式集目次

柳之宮地区白地図	-----	44
住民協力者受付票	-----	45
地区内協力者登録カード	-----	46

※様式集は、「柳之宮地区防災計画データ版」の「07_様式集データ版」に保存されています。

■柳之宮地区白地図



1. 柳之宮地区について
2. 自主防災活動時の活動体制
3. 災害時の活動
4. 平常時の活動
5. 今後の活動に向けた課題と方向性
6. 資料編
7. 様式集

■住民協力者受付票

No.

住民協力者受付票

名前		
住所		
電話番号	()
メール		@
地区内協力者 登録の有無	登録済み	登録なし

月	日	時受付	班
---	---	-----	---

No.

住民協力者受付票

名前		
住所		
電話番号	()
メール		@
地区内協力者 登録の有無	登録済み	登録なし

月	日	時受付	班
---	---	-----	---

■地区内協力者登録カード

No.

地区内協力者登録カード

私は、地域に係わる大規模災害時に「柳之宮自主防災組織本部」の要請に対応し、地域住民の支援活動を行うため、下記の通り得意な分野に関して「地区内協力者」として登録します。

1. 氏名

2. 住所

八潮市 _____

3. 連絡先（災害時に連絡可能な連絡先）

電 話 _____

メール _____

4. 支援内容（得意なこと）に☑をしてください

情報・連絡班	
<input type="checkbox"/> 無線通信の経験者	<input type="checkbox"/> 民生委員または経験者
<input type="checkbox"/> 行政機関従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 保護司または経験者
<input type="checkbox"/> 地域事情が得意	<input type="checkbox"/> パソコン処理が得意
<input type="checkbox"/> 警察・警備関係の従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 自動二輪車等運転免許保有者
救援・救護班	
<input type="checkbox"/> 医師・看護師または経験者	<input type="checkbox"/> 救急救命士または経験者
<input type="checkbox"/> 薬剤師または経験者	<input type="checkbox"/> 普通救命講習1修了者
<input type="checkbox"/> 救急医療の知識が豊富	<input type="checkbox"/> 普通救命講習3修了者
<input type="checkbox"/> 柔道有段者（接骨技術保有）	<input type="checkbox"/> 上級救命講習修了者
<input type="checkbox"/> 自衛隊衛生業務経験者	<input type="checkbox"/> 救命入門コース修了者
警戒班	
<input type="checkbox"/> 介護士または経験者	<input type="checkbox"/> 認知症講座参加経験者
<input type="checkbox"/> 保育士または経験者	<input type="checkbox"/> 外国語が堪能（ _____ 語）
<input type="checkbox"/> 養護・介護・保健系教師または経験者	
生活支援班	
<input type="checkbox"/> 食品衛生士または経験者	<input type="checkbox"/> 調理師または経験者
<input type="checkbox"/> 自衛隊生活業務経験者	<input type="checkbox"/> 教師または経験者
<input type="checkbox"/> 大型運転免許保有者	<input type="checkbox"/> 運送業務経験者
<input type="checkbox"/> 山岳・キャンプ経験が豊富	<input type="checkbox"/> 炊き出し等大量調理経験者
<input type="checkbox"/> 山野草に対する知識が豊富	<input type="checkbox"/> アウトドア料理が得意
その他	
<input type="checkbox"/> 電気・水道・ガス関係業務従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 大工仕事が得意
<input type="checkbox"/> 建設業・建築業従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 溶接技術保有
<input type="checkbox"/> 警察・警備関係の従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 足場組立等の技術保有
<input type="checkbox"/> 消防署・消防団の従事者並びに経験者	<input type="checkbox"/> 山岳・キャンプ経験が豊富
<input type="checkbox"/> チェンソー等が取り扱える	<input type="checkbox"/> 資機材やロープワークが得意
<input type="checkbox"/> トラックや防災資機材の提供が可能	<input type="checkbox"/> 自衛隊災害復旧業務経験者
（具体的な器材： _____ ）	
<input type="checkbox"/> その他 例：初対面の人と話すのが得意、動物の世話ができる、など	
（ _____ ）	

このカードは個人情報を含むため、厳重に管理し記載目的以外には使用しません。

柳之宮町会

1. 柳之宮地区
について

2. 自主防災活動時
の活動体制

3. 災害時の活動

4. 平常時の活動

5. 今後の活動に
向けた課題と方向性

6. 資料編

7. 様式集



柳之宮地区 地区防災計画

発行：柳之宮自主防災組織

令和2年3月作成（令和3年10月更新）

⑤ 消防力の充実強化に関する修正について

現在、草加八潮消防組合で取組んでいる消防本部（草加消防署）の移転による建て替え及び（仮称）八潮消防署南分署の建設事業の推進に際し、このことを構成市の防災計画に位置付ける必要があるため、消防組合から加筆の依頼があり、市防災計画に反映するものです。

また、情報通信体制の整備強化として、広域災害情報の一元化や指令設備のコスト縮減など効率的で効果的な運用を図る観点から、指令センターの共同運用を検討することについて加筆の依頼があり、市防災計画に反映するものです。

1.5 消防力の充実強化【草加八潮消防組合、統括班、道路班、八潮市消防団】

1 消防活動体制の整備強化

草加八潮消防組合は、消防施設、消防機動力、装備資機材、通信資機材及び次のような消防車両の充実等、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。

- | | | |
|---------------------------|-------------|---------------|
| ・消防庁舎（ <u>消防署本署</u> 、分署等） | ・指揮車 | ・はしご付消防ポンプ自動車 |
| ・訓練施設 | ・救助工作車 | ・高規格救急自動車 |
| ・資機材倉庫 | ・消防ポンプ自動車 | ・水槽付消防ポンプ自動車 |
| ・通信指令機器 | ・化学消防ポンプ自動車 | ・高度救助資機材等 |

消防施設は、管轄区域全体を俯瞰した効果的で効率的な適正配置とするため、再配置を行い、消防力の運用効果の向上を図る。そのため、消防本部（草加消防署）は移転による建て替えを行い、地震対策（免震構造等）、液状化対策、水害対策（かさ上げ等）を行い、自家給油施設等の防災設備を備えた消防施設とする。

また、八潮市南部地域に（仮称）八潮消防署南分署を整備するための取り組みを推進する。

また、地震規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

2 情報通信体制の整備強化

草加八潮消防組合は、統括班と協力して震災に対する事前の各種データの分析、整備を行い、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

また、広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、近隣消防本部等と共同で指令センターを運用することについての検討を行う。

3 消防水利の充実強化

草加八潮消防組合は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、指定避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備等を推進する。

4 消防団体制の強化

消防団は、震災時に消防署を補完し、消防活動及び初期消火に従事するとともに、応急救護等の住民指導を行う。また、平常時は地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練、指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

そのため、消防団施設、消防団用可搬ポンプの整備及び活動資機材の充実を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。

- ① 震災時における消防団の消防活動を充実強化するため、分団詰所、消防ポンプ車、積載車、可搬ポンプ、消火用資機材、情報通信資機材、救出資機材等の整備・増強を

第9節 大規模水害対策計画



第3 地域の大規模水害対応力の強化

3.1 避難行動力の向上【統括班】

統括班は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

3.2 水防活動の的確な実施【道路班】

道路班は、水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

3.3 事業継続に有効な建築構造・設備配置【財政班】

財政班は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

3.4 消防力の充実強化【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、消防・救急・救助活動を的確に実施するため、消防施設・設備・資機材等の整備充実と維持管理に努める。※以下、震災対策編（第5節 1.5 消防力の充実強化 P68）に準拠する。

第4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

4.1 治水対策の着実な実施【道路班】

道路班は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

4.2 排水対策の強化【道路班】

道路班は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、排水時間を検討する。
また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

4.3 土地利用誘導による被害軽減【道路班】

道路班は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても理解を促進する。

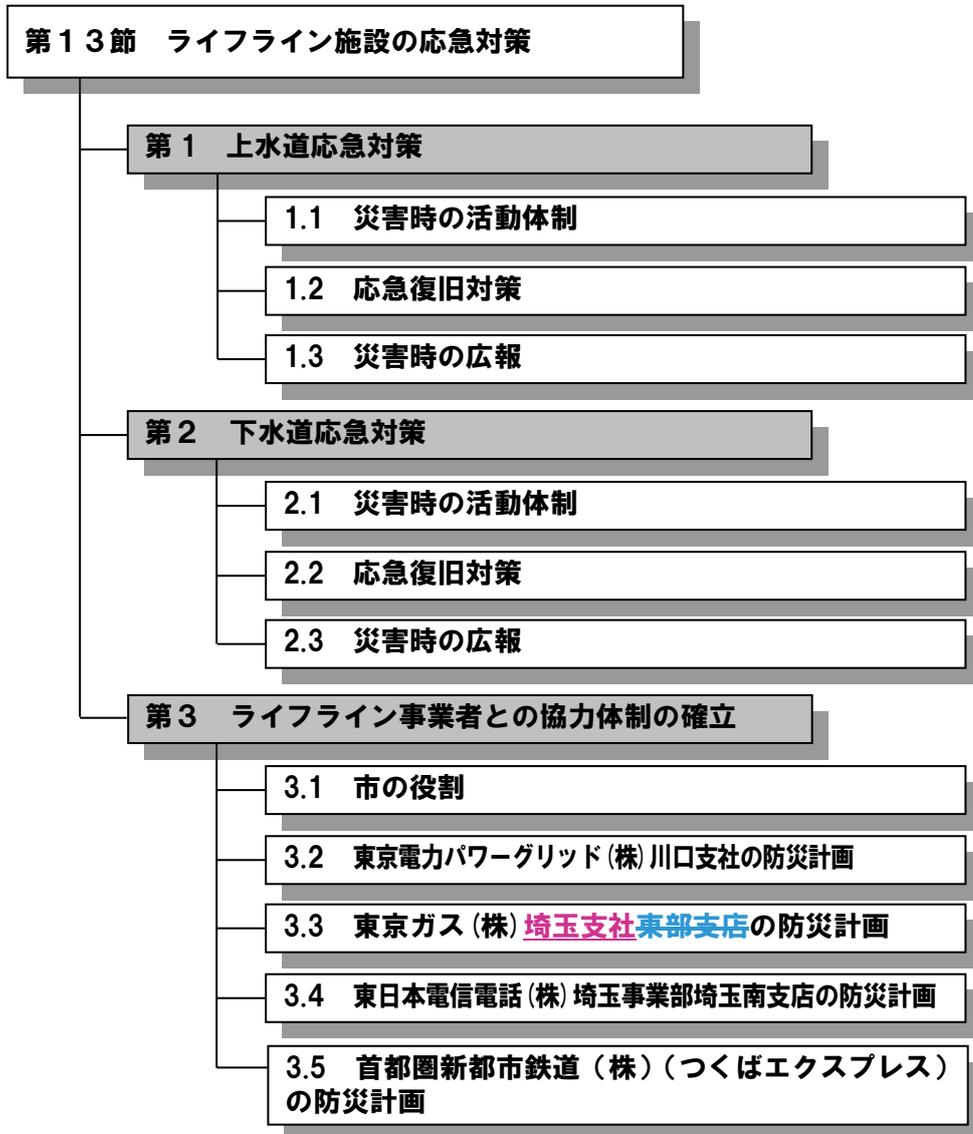
また、浸水危険性の高い地域では、公共施設の建築方法の工夫や指定緊急避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

⑥ 指定公共機関の計画の修正について

東京ガス(株)埼玉支社から支社の防災計画を見直したことに伴う修正の依頼があり、市防災計画に反映させるものです。

なお、この内容については、震災対策編及び風水害対策編を同様に修正します。

第13節 ライフライン施設の応急対策



(3) 復旧応援隊

被害が多で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、本店本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(4) 広報活動

- ① 非常災害が発生した場合は、広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。
- ② 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。
- ③ 非常災害が発生した場合は、八潮市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

3.3 東京ガス(株)埼玉支社東部支店の防災計画

この防災業務計画(以下「この計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条第1項、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第1項及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

1 災害応急対策に関する事項

(1) 通報・連絡

① 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

② 通報・連絡の方法

ア 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

イ 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

(2) 災害時における情報の収集・連絡

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

・一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通(鉄道、道路

- 等)・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
- ・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

オ 社員の被災状況

カ その他災害に関する情報

(3) 災害時における広報

① 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(4) 対策要員の確保

① 対策要員の確保

ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は予め定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、予め定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

② 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

(5) 事業継続計画の策定・発動

① 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

- イ ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

② 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先・メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、予め調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(7) 非常事態発生時の安全確保

① 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

2 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画の策定

① 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ・復旧手順及び方法
- ・復旧要員の確保及び配置
- ・復旧用資機材の調達

- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

なお、臨時供給に当たっては、関係機関(国、都県、日本ガス協会等)と連携を図る。

(2) 復旧作業の実施

① 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- ・区間遮断
- ・漏えい調査
- ・漏えい箇所の修理
- ・ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- ・閉栓作業
- ・復旧ブロック内巡回調査
- ・被災地域の復旧ブロック化
- ・復旧ブロック内の漏えい検査
- ・本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ・本支管混入空気除去
- ・灯内内管の漏えい検査及び修理
- ・点火・燃焼試験(給排気設備の点検)
- ・開栓